

4キ+W-1

圖書

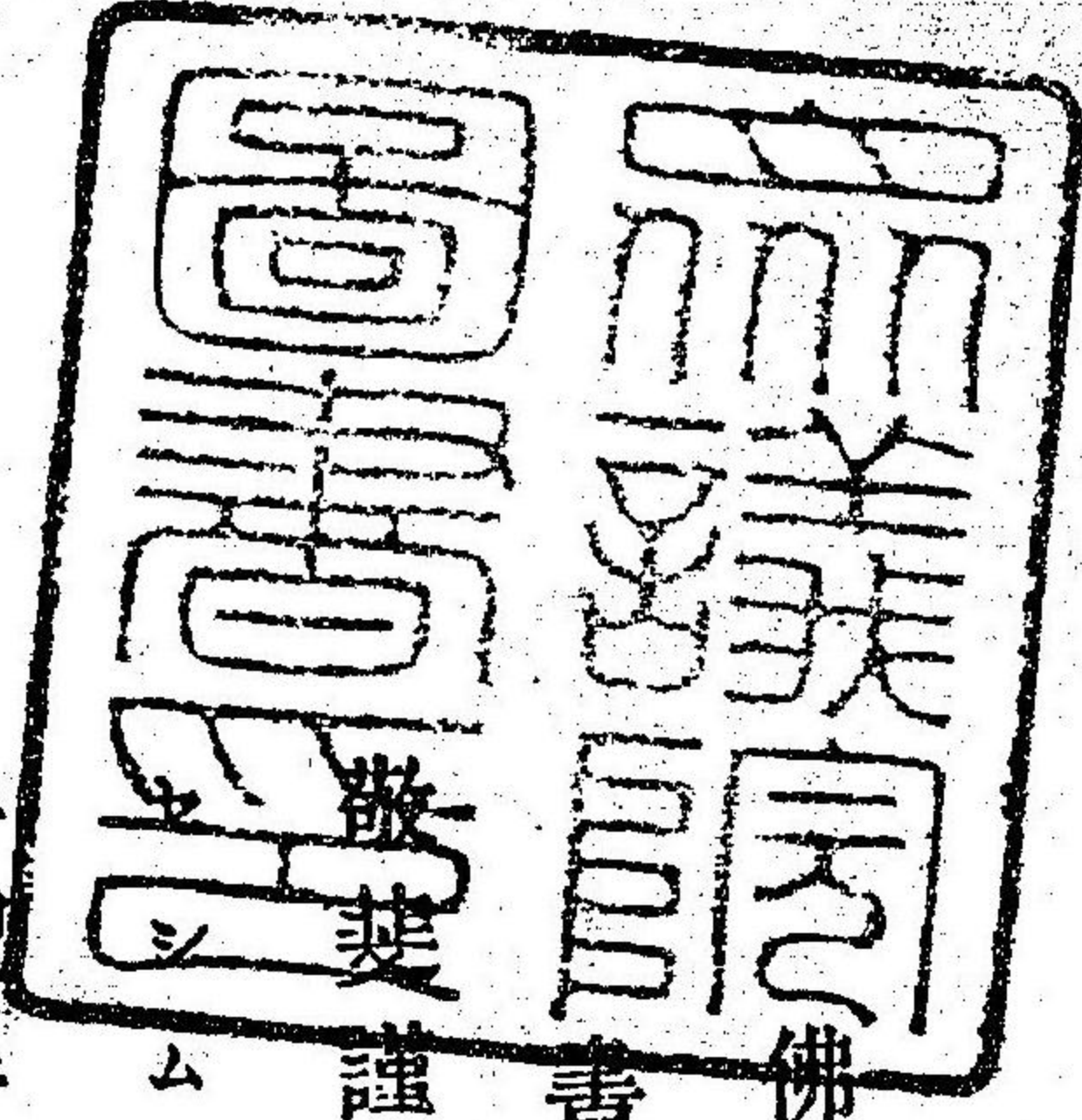
版權所有
藏版

佛朗西
和蘭陀
ノ
テ
ル
規則
合卷

明治十一年三月

印行

CF2
773
01



佛蘭西和蘭公證人規則譯本ヲ刊刻センヲ請フ

書

敬斐謹テ白ス曩ニ閣下敬斐等ニ命シ公證人規則ヲ草

ム敬斐等乃チ閣下ノ意ヲ奉シ之カ稿案ヲ作り既

ニ曰ニ之ヲ閣下ニ進呈セリ夫レ人情百端訟事萬緒毫

釐ヲ拆ツテ勝敗ヲ訴庭ニ争フ而シテ之ヲシテ詭辭遂

ニ逃ルヘキノ路ナク欺瞞遂ニ行フニ由ナカラシムル

モノハ無他契約ノ證ヲ其始ニ正確ニスルニ在ルノミ

蓋シ曲直ハ證左ニ據テ明カニ證左ハ正確ナルヲ以テ

効アルモノトス若シ證左ノ正確ナラサル其レ將タ何

三

ヲ用テ曲直ヲ明カニセン凡ソ今ノ契約ヲ爲ス者誰カ
亦其契約ノ證ヲ要セサルモノ有ンヤ然而シテ義務者
或ハ其義務ヲ逃ルヽヲ得權利者或ハ其權利ヲ伸ハス
ヲ得サルモノ往々之レアリ則テ契約ノ證正確ナラサ
ルノ致ス所ニシテ其正確ナラサル所ノモノハ之ヲ其
初メニ正確ニスヘキ所以ノ方法ヲ得サルニ依ルナリ
夫レ審判以テ人民ヲ保護スル固ヨリ言ヲ待タス若シ
契約ヲシテ之ヲ其初メニ正確ニシ詭辭逃ルヽ所ナク
欺罔施スニ由ナカラシメハ未タ審判ヲ待タスシテ而
シテ其保護ノ道ヲ得ル亦大ナリ況ンヤ其審判ヲ經ル

ニ及テ必ス舛誤ヲ蒙ルノ患ナキニ於テチヤ然ラハ則
テ契約ヲシテ正確ナラシムル方法ナルモノハ人民保
護ノ本源ト云フモ亦溢美ニアラサルナリ而シテ其方
法如何スヘキ曰ク公證人ヲ設立スルノ便ナルニ若ク
ハナキノミ今ヤ閣下法律ヲ更革改正スルニ銳意ナリ
各員其意ヲ體シ其事ニ黽勉軼掌シ乃チ刑法ハ數回ノ
討議ヲ經テ其案已ニ上請アリ治罪法ハ其案已ニ十ノ
七八ニ進ム而シテ民法ヲ草スル亦二千餘條ニ至ル其
他商法及ヒ記簿法等ノ草案ニ着手シ殆ント將ニ緒ニ
就カントス於是敬斐等竊ニトス法律ノ舊面目ヲ革メ

三

四

テ一大新城ニ進マンヲ遠キニ非サル可シ而シテ閣下
 敬斐等ヲシテ公證人規則ヲ草セシムル其意ノ在ル所
 ナ知ルヘキナリ抑公證人ノ設ケハ泰西諸州其沿襲既
 ニ尙シ故ニ現今其民ノ大ニ便トシ用ヰル所タリ然レ
 凡之ヲ東洋ノ史乘ニ徵スルニ未タ之レニ類似スル者
 アルヲ見ス尤モ我カ邦人ニ在リテハ未タ耳目ニ觸レ
 サル所タリタトヒ其法タルヤ人民ヲ保護スルノ源本
 ナリトスルモ一朝ニシテ之ヲ布カハ或ハ恐ル和璧ヲ
 投シテ而シテ人劍ヲ按シ怪マサルナキヲ免レサラン
 ヲ曩ニ敬斐等カ草スル所ハ大概チ佛朗西和蘭等ノ公

證人規則ニ據リ折衷ス今其譯本及ヒ教師ラッパール氏
 著ハス所ノ公證人沿革畧記等謄寫功ヲ竣ス若シ之レ
 ナ以テ剗削ニ附シ以テ世ニ公ケニセハ人民自ラ公證
 人ノ設ケハ契約ノ證ヲシテ之ヲ其初メニ正確ナラシ
 ムルノ要具タルヲ知り之ヲシテ公證人設立ノ日ニ遇
 フモ之ヲ怪異視シテ疑懼慮スルノ患ナク而シテ公證
 人タラント欲スル者亦將ニ其職分ノ當サニ爲スヘキ
 ノヲ講究スル所アラシメントス敢テ請フ閣下採擇焉

明治十一年一月

民法編纂掛分科委員

判事長森敬斐

五

3093-4

佛蘭西「ノテール」規則 共和政第十一年風月二十五日布告 目錄

第一卷 「ノテール」及ヒ公正證書ノ事

第一章 「ノテール」ノ職務管轄及ヒ義務

一丁

第二章 公正ノ證書書式、正本、副本、寫及ヒ見出帳

ノ事 二二丁

第二卷 「ノテール」役場ノ事

第一章 「ノテール」ノ員數配置及ヒ保證金ノ事

九四丁

一 第二章 「ノテール」トナルニ必要ナル條件及ヒノ

テールニ命セラル、方法 一〇六丁
第三章 取締局 一三二丁

第四章 證書ノ正本ヲ保存スル事之ヲ他人ニ引
渡ス事及ヒ其正本ノ表ヲ作ル事舊ノテ
ールノ相續人ニ謝金ノ割合ヲ贈ル事
一六〇丁

第三卷 現在ノテールノ事 一九四丁

追加規則 二〇〇丁

「ノテール」取締局及ヒ其職掌
千八百四十四年一月四日布
告 二二一丁

取締局ノ構成 二二八丁

取締ノ事 二三八丁

取締局議員ノ選舉及ヒ議員奉職ノ期限
二五五丁

「ノテール」トナラント欲スル者

二六〇丁

共用ノ金匱 二六九丁

公正證書ノ書式改革ノ法
千八百四十三年
六月廿一日布告
二七一丁

和蘭陀「ノテール」規則目錄

第一章 「ノテール」ノ職務及ヒ其管轄 一 丁

第二章 「ノテール」ト爲ルヘキ要件及ヒ「ノテール」ニ
任スル手續 二 五 丁

第三章 證書並ニ其書式、正本、副本、寫、見出帳 四 九 丁

第四章 「ノテール」ヲ監督スル事及ヒ「ノテール」ノ謝
金ノ事 一 五 七 丁

第五章 證書ノ正本、證書ノ見出帳及ヒ諸簿冊ヲ保
存及ヒ搬運スル事 一 八 一 丁

六 第六章 追加諸規則

謝金及ヒ立替金並裁判所ニテ謝金ノ高ヲ
定ムル事

二〇四丁

例言

一 佛蘭西規則ノ本文ハ黒川誠一郎ノ嘗テ譯セシモノ
和蘭規則ノ本文ハ舊正院法制課ニ於テ米利堅人「ヴェ
ルベツキ」ノ口譯ヲ筆記セシモノヲ更ニ雇教師和蘭
人「ラッパール」ニ質シテ校正ス

一 條外ニ本行ヨリ一字ヲ下ケ書スルモノハ原註ナリ
一 佛蘭西規則ノ原註ハ西曆一千八百四十六年ノ出版
ニシテ代言人及ヒ「ノテール」ノ新聞編集者「ノテール」
ト法學士トノ會撰スル所ノ註ト西曆一千八百五十
四年ノ出版ニシテ代言人「セ、ソステンベルテル」ロテ嘗

二

「ノテトル」チノ著ハス所ノ註トテ取捨シテ其要ヲ撮
勤メシ者ハ松下直美ナリ
譯ス譯者ハ松下直美ナリ

一和蘭規則ノ原註ハ西曆一千八百四十一年ノ出版ニ
シテ其著作者ノ姓名明カナラス「ラッパール」チシテ之
ヲ佛蘭西文ニ譯セシメテ重譯スルモノナリ譯者ハ
中村健三杉村虎一ナリ

一原註ヨリ一字ヲ下ケ書スルモノハ「ラッパール」ノ講述
ヲ筆記シテ之ヲ譯スル者ナリ譯者ハ松下直美中村
健三杉村虎一ナリ

一行間ニ「アルハ原語ヲ標ス又挿註アルハ譯者ノ說

解ナリ

一既ニ一タヒ原語ニ挿註ヲ置キ譯語ニ原語ヲ附記シ
タルモノハ同語再出スレハ之ヲ省ク

佛蘭西「ノテール」公證規則 共和政第十一年風月二十五日ノ布告

第一卷 「ノテール」及ヒ公正證書ノ事

第一章 「ノテール」ノ職務管轄及ヒ義務

第一條 「ノテール」ハ各人民ノ契約ヲ爲スニ付公正ニ

セサル可ラサルト公正ニセント欲スルトノ證書類ヲ

作り其年月日ヲ保證シ證書ヲ預リ副本ヲ渡シ及ヒ寫

ヲ作ラシムル爲メ設クル所ノ公ケノ官吏ナリ

「ノテール」ハ公ケノ官吏ニシテ其身分ハ「デパルトマ

ンドラジユスケース」司法ノ權内ニ屬シ裁判所ノ監督

ヲ受ク又其職掌ハ裁判上ノ範圍内ニアルト雖モ現

二

ニ裁判所ニ出席シテ職務ヲ行フ「アウター」代理人或ハ「アウター」代書或ハ「ウーシエー」使等ノ如キ裁判所
附屬吏ト之ヲ同視スヘカラス何トナレハ法律上ニ
於テ諸證書ヲ公正ニシ且契約ヲ執行セシムルノ權
ヲ以テ一種ノ職務ヲ行フ「ノテール」ニノミ委任
スレハナリ之ニ依テ何人ヲ問ハス「ノテール」ノ職ニ
管スルノ事務ハ一切行フヲ得ス若シ之ニ違フキハ
刑法第三百五十八條ニ依テ罰セラレ其他「ノテール」
ニ對シ損害ノ償ヲ爲サ「ルヘカラス」
「ノテール」ノ職務タルヤ諸證書ヲ公正ノ書式ヲ以テ

作ルノミナラス人民ノ相談人トナリ或ハ仲裁人ト
ナリ又囑托シ來ル所ノ契約ノ條件ニ付明密ニ說解
シ人民ヲシテ法ヲ犯シ或ハ損害ヲ受ホラシムルニ
アリ故ニ其職務ハ頗ル高尚ナルモノニシテ又證書
ノ書式ニ國主ノ名ヲ用井ル等ハ少シク裁判官ノ職
務ニ類似スル所アリ

本條ニ人民ナル語ヲ用井ルト雖「ベルソン」メモラ
ル「官府州邑公舍及」モ亦之ニ含有スルモノト看倣ス
ヘキナリ

三

公正ニセサルヘカラサル證書ハ左ノ如シ

四

(一)婚姻ノ承諾證書(二)婚姻ニ付父母ノ許諾ヲ請フ
 ノ證書(三)私生ノ子ヲ認ムル證書(四)生存中ノ贈遺
 書(五)之ヲ受クルヲ承諾スルニ付テノ委任狀(六)
 公ケノ遺言書(七)封印ノ遺言書(八)婚姻ノ契約書(九)
 書入質ノ證書(十)同取消ノ證書(十一)生存ヲ證スル
 ノ證書(十二)某ハ某地ノ某人ナルヲ證スル證書(十
 三)質入ヲ解約スル證書(十四)發明專賣ヲ罷ムルノ
 證書(十五)公債證書々替ニ付テノ委任狀(十六)自筆
 ノ遺言書保存ノ證書(十七)財産目錄但シ分散ノ時ハ
 此例ニアラス
 等ナリ

公。正。ニ。セ。ン。ト。欲。ス。ル。證。書。ト。ハ。國。安。ニ。管。シ。或。ハ。風。俗。
 ナ。亂。ス。等。ノ。ヲ。ニ。非。レ。ハ。公。正。ニ。ス。ル。ト。セ。サ。ル。ト。ハ。總
 テ。人。民。ノ。隨。意。ニ。ス。ル。ヲ。得。ヘ。キ。者。ヲ。云。フ。ナ。リ。
 年。月。日。ヲ。保。證。ス。ル。ヲ。證。書。ヲ。預。ル。ヲ。副。本。及。ヒ。寫。ヲ。渡。
 ス。ヲ。ノ。此。三。權。ハ。舊。時「ノ。テ。ー。ル」ガ。ル。ド。ノ。ッ。ト」證。書。預。及
 ヒ。タ。ベ。リ。ヨ。ン」副。本。ヲ。ア。ツ。テ。各。其。職。掌。別。異。ナ。リ。シ。モ
 今日ニ至テハ其方法稍開進シ「ノ。テ。ー。ル」ノ。ミ。ニ。テ。諸
 契。約。ヲ。公。正。ニ。シ。正。本。ヲ。保。存。シ。且。副。本。又。ハ。寫。ヲ。渡。ス
 等。ノ。職。務。ヲ。統。轄。ス。
ミニユート

五

凡。ソ。私。ノ。證。書。ハ。登。記。稅。役。所。ノ。簿。冊。ニ。登。録。シ。タ。ル。日

六

若クハ其證書ニ手署セシ者ノ中一人死シタル日ヨリニ非レハ證書ノ年月日ヲ保證セス然レモ公正ノ書ニ至テハ之ニ異ナリ假令登記税ノ期限内ニ未タ簿冊ニ登記セサリシト雖モ年月日ニ於テハ十分ノ確信ヲ致スナリ

寫トハ其證書ヲ預リ保ツノテールヨリ作り渡ス證書ノ正寫ナリ又副本トハ證書ノ正寫ニ國主ノ名ヲ載セ以テ契約ノ執行ヲ命スルノ書式ヲ備フル者ナリ

第二條 「ノテール」ハ終身其官ニ任ス

「ノテール」ハ主トシテ人民ノ契約ニ關涉スル一種特別ノ官吏ニシテ人事ノ機密ヲ保護シ社會ノ利益ヲ安全ナラシムル者ナレハ裁判官ト等シク終身官トス故ニ裁判言渡ニ據ラスシテ免職又ハ停職ヲ受クルコトナシ是尋常官吏ニ異ナル所ナリ併シ第四條第十三條及ヒ誓詞ニ管スル千八百三十年第八月三十一日ノ法律ニ依テ定メタル場合ハ格別ニシテ免職ニハアラス蓋シ「ノテール」ヲ以テ自ラ其職務ヲ拋棄シタル者ト認定スルノミ

七

第三條 「ノテール」ハ人民ノ求メニ應シ己レノ職ヲ行

此條ノ文ニ依レハ人民ヨリ囑托ヲ受ケタルキハ必
ス職務ヲ行ハサルヲ得サルハ固ヨリ言ヲ俟スト雖
モ亦場合ニ依テハ職務ヲ行フヲ拒ムノ權利或ハ
義務アリ即チ左ノ場合ハ職務ヲ行フヲ拒ムヘキ
ナリ

第一 道德或ハ公安ニ悖戾シ或ハ犯罪ニ渉ルノ
證書又ハ「ノテール」職務權限外ノ事件ノ囑託ヲ
受タルキ

第二 幼者又ハ行權ノ禁ヲ受タル者及ヒ婚嫁セ

シ婦等ノ如ク法律上ニテ契約スル能ハサル者
ヨリ依頼ヲ受タルキ或ハ囑託人一時醒醉ナル
カ若クハ暴行ヲ爲スキ或ハ囑託ノ事件詭欺ニ
涉ルキ

第四條 各ノテールグレイセルマンハ政府ニ於テ預メ定メタル場所
ニ住居スヘク若シ之ニ背ク時ハ其ノテールグレイセルマンヲ直チニ
辭職セシモノト爲シ「ミニストルドラジナス」裁判事
務執政
ハ裁判所ノ見込ヲ聽キタル上之ニ代ルヘキノテール
ヲ政府ニ薦ムル事ヲ得ヘシ

九 「コンミュン」邑フロホゼーニ置カレタル「ノテール」ハ其地ニ永久ノ

住居ヲ構ヘ役局ヲ開設シ以テ爰ニ正本ヲ保藏シ筆
 生ヲ置キ篤ク注意ヲ加フヘシ又役局ハ他ノ「コンミ
 シ」内ニ開設スヘカラサルノミナラス他ノ「コンミン」
 内ハ人民ノ求メテ受クルニ非レハ往テ職務ヲ行フ
 ヘカラス併シ其居住ノ地ニ付テノ義務又太々嚴密
 ニ過スヘカラス何トナレハ「ノテール」ト雖別宅ヲ
 有セサル者ニアラサルヲ以テ爰ニ分局ヲ開キ職務
 ヲ行フ等ノ「ナケレハ事務ノ暇ニ往來スル」ヲ得
 ヘケレハナリ又投票ノ爲メ又ハ陪審或ハ州會議員
 或ハ代議士ノ職ヲ行フ爲メ又ハ己レノ所有地ヲ檢

査スル等ノ爲メニハ居住ノ地ヲ離ル「」ヲ得ヘキ
 ナリ

「ノテール」ハ裁判官ト等シク他官ニ轉スル「」ナク又
 妄ニ免職セラレ「」ナク終身官タルニ付其職務ヲ
 行フ地ニ民法上ノ住所本籍ト謂テヲ定ムヘシ民法第百
七條政府ハ「ノテール」ノ承諾ナク其住居ノ地ヲ轉換
 スルヲ得ス併シ本人ヨリ之ヲ願出ルキハ免許スル
 「」ヲ得ルナリ

免職ニアラス辭職セシ者ト爲スニ付其「ノテール」ハ
 己レニ代ルヘキ「ノテール」ヲ別ニ撰ムノ權ヲ有ス

総シテ此種ノ辭職ハ政府ニテ之ニ代ルノテールヲ命スルノ前ニ別ニ言渡書ヲ以テ之ヲ定ム

此條ニ依テ辭職セシ者ナリト言渡サレタルノテールハ其言渡書ノ到達セシヨリ直チニ職務ヲ行フヲ罷ムヘシ故ニ此言渡書ハ辭表ノ聞届書ト全一ノ効アリ而シテ此言渡書ハ「ユミセールドグーウエルヌマン」檢事ヨリ本人ニ渡シ場合ニヨツテハ該「ユミセールドグーウエルヌマン」ハ正本ニ封印スヘキ旨ヲ申立ツルヲ得ヘシ

「デパルトマンドラジヌケーヌ」ハ裁判所ノ見込ヲ聽

ク前ニ一度或ハ數度ノ戒諭ヲ爲サシメ若シ之ヲモ承引セサルキハ初テ裁判所或ハ「ユミセールドグーウエルヌマン」及ヒ「プロキユールゼチラール」大檢ノ見込ヲ聽タル上辭職ノテールノ撰ミタル引繼人若クハ別ニ撰定シテ政府ニ薦ムルヲ得ヘキナリ

第五條 「トリビュナールダツペール」控訴裁所在ノ「コン

ミン」ニ住居スルノテールハ其「トリビュナール」ノ管轄ノ地内ニ於テ其職務ヲ行フ

「トリビュナールドプルミエールアンスタンス」初告裁所在ノ「コンミン」ニ居ルノテールハ其「トリビュナール」ノ管

轄地内ニ於テ其職務ヲ行フ

其他ノ「ユンミン」ニ居ル「ノテール」ハ「トリビュナルドペ

ル」治安裁ノ管轄地内ニ於テ其職務ヲ行フ

「ノテール」ヲ三等ニ分テ「トリビュナルダツペール」所

在ノ地ノ「ノテール」ヲ第一等トシ「トリビュナル」プレ

ミエルアンスダンス」所在ノ地ノ「ノテール」ヲ第二等

トシ其他「トリビュナルドペール」ノ有無ニ拘ハラズ總

テ「ユンミン」ノ「ノテール」ヲ以テ第三等トス

如此ク等級ヲ分ツト雖モ其構成「ノテール」ノ員數並

タルヤ「アロンディスマン」ニ依テ定メ取締等ニ付テ云フ

千八百四十年
一月四日ノ法令

又其職權ハ等級ヲ論セス各異ナルナシ

二等ノ「テール」ノ名稱ハ「トリビュナルドプレミエル

アンスダンス」或ハ「スープレフクテール」郡アル市街

ニ居住スル「ノテール」ニノミ屬ス故ニ若シ甲地ノ「ト

リビュナルドプレミエルアンスダンス」等ヲ乙地ニ

轉移セシキハ甲地ノ「ノテール」ハ二等ノ名稱ヲ失ヒ

乙地ノ「ノテール」之ヲ得ル者トス

「トリビュナルダツペール」或ハ「トリビュナルドプレ

ミエルアンスダンス」アル「カントン」縣ノ「ユンミン」リ

「ラル」郡邑ニ居住スル「ノテール」ハ皆三等ニシテ其

「ユンミン」内ニ限り役局ヲ開設スルヲ得然レモ己レ
 ナ管轄スル其トリビュナールドペー」ノ管内ニシテ依
 頼人アレハ一等或ハ二等ノ「ノテール」居住市街ト雖
 モ往テ職務ヲ行フヲ得ヘシ又トリビュナールダツ
 ペール」或ハ「トリビュナールドプレミエルアンスタン
 ス」ナキ市街ニテ數箇ノ「トリビュナールドペー」ノ管轄
 ニ分屬スルモ己レナ管轄スル「トリビュナールドペー」
 管内ニ非レハ職務ヲ行フヲ得サルナリ

第六條 總テ「ノテール」ハ己レノ管轄地外ニ於テ證書

ヲ記スルヲ禁ス若シ其禁ヲ犯ス時ハ三ヶ月間其職

ヲ中止シ又再犯ノモハ其職ヲ罷メラレ且ツ償金ノ言
 渡ヲ受ク可シ

「ノテール」ハ己レノ管轄内ナレハ管轄外居住ノ者ノ
 爲ニ職務ヲ行フヲ得又管轄外ニアル不動産ノ競
 賣ト雖モ爲メニ職務ヲ行フヲ得ル

本條ニ於テハ管轄外ニ於テ職務ヲ行フタルモハ三
 ケ月間其職ヲ中止セラレ再犯ニ及フモハ其職ヲ免
 ストス然レモ法律ニヨリ區域ヲ改正シタルモ等ノ
 テール」全ク其管轄ノ限界ヲ誤リ故意ニ出サルヲ
 證スルニ於テハ罰セサルヲ善トス若又區域ヲ誤リ

管轄外ニ於テ作りタル證書ニ付久シク「コミセール
 ドグーウエルヌマン」ノ訴ヲ受ケサル者ナルキハ公正
 ノ効ハ尙ホ存スヘシ千八百十七年五月三十日「アルゼ
 ル」ノトリビュナールダツペール」ノ
 裁決 事狀酌量スヘキ理由アルヲ以テ初犯ヲ三ヶ月
 以内ノ停職トシ再犯ヲ免職ヨリ輕キ罰ニ處スヘシ
 トノ説ハ該條ノ文意ニ悖戾スルヲ以テ不可ナリト
 ス

管轄外ニ於テ作りシ證書ニ付テハ停職又ハ免職ノ
 外其證書ハ公正ノ効ヲ失フナリ若シ雙方ノ手署ア
 ルキハ唯私ノ證書ノ効アルノミ此法第六十
 八條見合 法律ニ

於テハ管轄外ニテ作りシ證書ニ付テハ其公正ノ力
 ナ取消スナリ因テ證書ノ効アラシメント欲セハ必
 ス其證據ナカルヘカラス即チ管轄内ニテ之ヲ作り
 タル旨ヲ其證書中ニ附記シアルヲ以テ證據トス故
 ニ此附記ノ文ハ詐偽ノ訴ヲ受クルニ非レハ取消ス
 ヘカラス

第七條 「ノテール」ハ各裁判所ノ裁判官「コミセール」ド
 グーウエルヌマン「シブスナケウ」「檢事」ノ「ゲレフイエ」「書記」ア
 ウ「カー」「ウーシエー」「ユミセール」プレボゼアラレセツト、
 デー「コントリビュション、ディレクト、エ、アンディレクト」「直税
 間税

吏ノ官「ユミセール、ド、ポリス」部及ヒ羅賣人ノ職務ヲ兼ル
ヲ得ス

「ノ、テール」ハ本條ニ記スル如ク裁判上ノ職務ヲ兼任
スヘカラサルノ外行政上ノ職務ハ唯取税ノ官ヲ兼
任スヘカラストス併シ爾來諸種ノ裁決ニ依テ「スー
プレペー」郡「コンセイエー、ド、プレフエクテュール」州廳ノ
ニシテ或ハ參事院ト譯セル書入質登記役及ヒ總テ政
府ニ屬スル會計官ノ職ヲモ兼任スヘカラサルヲト
ナレリ

「ブルクメートル」邑ハ往々「ユミセール、ド、ポリス」ノ職

ヲ行フコアリト雖モ「ノ、テール」ハ「ブルクメートル」ノ
職ヲ兼テ又邑署ノ「ゲレフイエー」ヲ兼ヌルヲ得ヘ
シ然レモ居住ノ地ニ管スル義務アルヲ以テ他ノ「ユ
ンミン」ニ於テハ「ブルクメートル」或ハ其「ゲレフイエー」
ノ職ヲ兼ヌルヲ得ス但又州會郡會ノ議員又ハ代
議士タルハ格別ナリトス
「ノ、テール」ハ正裁判官トナルヲ得スト雖モ裁判官補
助トナルハ妨ナシ
又「ジュリイ」陪審官及ヒ仲裁人トナルト雖モ工事裁判官
トナルヲ得ス

諸裁判所ノ「ゲレフ、エー」及ヒ其補助トナルヲ得ス
「アウ、カー」タルヲ得サルヲ以テ「アウ、ウエー」タルヲ亦
得ヘカラス

「シユウ、ジ、ド、ペー」治安裁 判官ノ補助トナルヲ得レ「ノテ

「ル」ノ證書ノ封印ヲ解ク等ノ如キ「シユウ、ジ、ド、ペー」

ト「ノテール」トノ職務ヲ同時ニ兼行スル等ノ「アアル

ヘカラス

第二章 公正ノ證書、善式、正本、副本、寫、及ヒ見出帳

ノ事

第八條 「ノテール」ハ己レノ本系ノ親姻族ノ親ハ等級

ヲ論セス傍系ハ叔姪ノ級ニ至ル者ノ其契約中ニ關係
スルキ其證書ヲ作ルヲ得ス

公ケノ遺言書ニ付テモ亦一般ノ成規ニ依リ禁スル

所ハ同一ナリ然レモ秘密ノ遺言書封印ノ預リ書

ヲ記スルキハ例外トスヘキナリ

此條ノ定規ノ原由ヲ解スルハ甚タ難シトセス是ノ

テールハ人民ノ相談人ニシテ且公平不偏ナル者ナ

レハ血屬又ハ姻屬ノ親トハ素ヨリ親密ノ情狀アル

ヲ以テ意ナラスモ不得已其義務ヲ曲ケラル、等ノ

「アアル」ニ付勉メテ之ヲ避クルニアリ

此條中證書ノ無効ニ付テノ罰ハ此法第六十八條ノ
 定規ニ據ルナリ

本系ノ尊屬或ハ卑屬ノ親ノ爲メニハ等級ヲ論セス
 證書ヲ作ルヲ得サルハ言ヲ俟サルナリ

傍系ノ親ハ全ク叔姪ノ級マテハ證書ヲ作り與フル
 ナ得サル者トシ即チ傍系ノ血屬或ハ姻屬ノ三級マ
 テヲ云フ之ニ依テ考フレハ從祖々オチ父姑等ノ爲メニ
 ハ此禁アラサルナリ

遺言證書ノ證人タルニ付テハ民法第九百七十五條
 ニ於テ四級マテヲ禁ス從祖々父姑或ハ姻屬タリ

此級ノ者マテハ證人タルヲ許サス併シ民法上ニテ
 禁スル所ニシテ直接ニ「ノテール」ニ對シ禁スルノ趣
 意ニ非スト雖モ亦「ノテール」ノ注意ヲ加フヘキノ一
 事ナリ

「ノテール」ハ己レノ後見ヲ爲ス幼者ノ爲ニ職務ヲ行
 フヘカラス但シ一時見後人ノ代理タルモハ此限ニ
 非ストス然レモ己レノ筆生及ヒ雇人ノ爲ニハ公正
 ノ證書ヲ作り與フヲ得ヘシ

以上ニ述フル所ノ血屬又ハ姻屬ノ親假令間接ニ管
 涉スルモ證書ヲ作ルヘカラス例ヘハ「ノテール」ノ親

族合名ニテ結社シタル其會社ノ爲ニ證書ヲ作ルヲ得サルカ如シ併シ親族ノ者ノ株式ヲ有スル差金會社ノ爲ニ證書ヲ作ルハ妨ケナシ

第九條 總テ證書ハ「ノテール」ニ員ニテ之ヲ作ルヘク又ハ「ノテール」ニ員證人二員ノ立會ヲ得テ之ヲ作ルモ可ナリトス但シ其證人ハ佛蘭西人ニシテ且ツ姓名ヲ手署スルヲ知り其證書ヲ作ルノ地ニ住居スル者タルヘシ

證書ヲ作り之ヲ其見出帳ニ留メ登記稅役所ニ登記セシメ而シテ其正本ヲ預リ保ツ「ノテール」ヲ第一「ノ

テール」又「ノテール」アンストリマンテール公ケノ證書ヲ作ル「ノテール」ト云ヒ又證書ヲ作ルニ立會ヒ手署ヲ爲ス「ノテール」ト云フノ義

「ノテール」ヲ第二「ノテール」或ハ立會「ノテール」トモ云フ但シ其證書ヲ作ルノ地ニ於テ等シク職務ヲ行フヲ得ヘキノテールナリ

若シ一證書ニ付契約者雙方ノ者各己レノ欲スル「ノテール」ヲ選ミ證書ニ立會ハシメタルキハ孰レノ「ノテール」ヲ以テ主タル者トシ證書ヲ預カラシムヘキヤ曰ク二人ノ「ノテール」各其正本ヲ預ルヘキナリ然ラハ若シ契約者二人以上ナルキハ如何曰ク第二十

條ノ說解ニ就テ知ルヘシ

「ノテール」相互ノ間ニ證書ヲ作ルニ付テ結社スルヲ得ス若シ社ヲ結フルハ專賣ニ類似シ公益ノ主意ニ悖戾スヘシ

第二ノテール」ノ立會ハサルルハ二人ノ證人ヲ用井ヘシ然レモ二人ノ證人ハ自ラ證書ヲ作ルヲナク唯立會ヲ爲スノミ之ヲ證書ノ證人ト云フ

「ノテール」ハ公ケノ職務ヲ行フ者ナレハ其證人タル者ハ必ス國法ニ於テ定メタル權利ヲ具有スルノ「シトワイヤン」國タルヘク唯佛國ニ生レ或ハ歸化シタル

ルノミニテハ未タ證人タルヲ許スヘカラス必ス「シトワイヤン」タルヘシ即チ公權或ハ政權ヲ享有スル者ヲ云フ

又證人タル者ハ其證書ヲ作ル「アロンドンデスマン」内ニ主タル住所アル者ヲ要ス一時其地ニ居住スル者ト云ノ意ニアラス例ヘハ其地ニ出張ノ兵士又ハ研學ノ爲メ等ニテ滞在スル學生ノ如キハ證人タルヲ得サルナリ

第十條 「ノテール」ニ員互ニ第八條ニ禁シタル級内ノ親族又ハ本系姻族ナルルハ相與ニ同一ノ證書ヲ作ル

トヲ得ス

「ノテール」又ハ契約ヲ爲ス雙方ノ親族若クハ姻族ノ第八條ニ禁セシ級内ニ在ル者又ハ「ノテール」ノ筆生又ハ「ノテール」及ヒ契約ヲ爲ス者ノ僕從ハ證人トナルヲ得ス

法律ニ於テハ證書ヲ作ルヲニ付人民ニ對シ最モ公平不偏ノ信ヲ與フルニハ二人ノ「ノテール」ノ管涉スルヲ望ム故ニ若シ同一ノ證書ニ管涉スル二名ノ「ノテール」互ノ間血屬又ハ姻屬ナルキハ自然情義ノ存スルアルヲ以テ公平不偏ノ信ヲ與フルノ効ナシ是

レ此條ノ定規ニ於テ禁スル所以ナリ
遺言證書ニ付テモ主義同一ナリトス

「ノテール」又ハ契約者ノ血族或ハ姻屬ノ者證書ノ證人トナルニ付テノ禁モ亦前ニ述フル所ト理由ハ同一ナリ

筆生年限簿ニ登記サレタル者ト否トヲ問ハス又給料ヲ受クル者ト否トヲ論セス總テ「ノテール」ノ筆生ハ證書ノ證人タルヲ得ス

雇人トハ奴僕ノミヲ指スニアラス「ゲレフ、エー」フレゼンテール教師
勘定方及ヒ書司等アンダシダンヲモ含有スルナリ總シテ以上ノ

理由ニ依テ推考スルニ「ノテール」ハ佗人ノ遺言ニ付己レノ奴僕等ヲ證人トスルコトハ敢テ爲サ、ルヘシ

證書ノ證人同時ニ人ヲ證スル證人ト爲ルヲ得ヘキヤ否ヤハ第十一條即次條ノ說解ニ就テ見ルヘシ

第十一條 契約ヲ爲ス雙方ノ姓名身分住所ハ「ノテール」預メ承認ノ者ナルヘク若シ然ラサレハ己レノ承認セル「シトワイヤン」二人ノ其證人トナルヘキ分限アル者ニテ其契約證書中ニ雙方ノ姓名職業住所ヲ證セシム可シ

「ノテール」ハ證書ノ囑托人其役場ニ出席シタルキハ該者ハ何ノ誰ニ相違ナキヲ慥ニ知識セサルヘカラス若シ之ニ注意ヲ爲サス職務ヲ行フタルキハ停職ノ罰ニ至ルコトアルヘシ

身分トハ官職並ニ工商ノ職業等ヲ云フ契約ヲ爲スノ能力アル者ナルヤ否ニ付テ云フニハ非ルナリ面識ノ「コト」ハ「ノテール」其囑托人ト相對ノ申合セ又ハ其他ノ方法ニ依テ他日ノ責ヲ來サ、ル様充分見込ヲ定ムヘシ故ニ囑托人ヲ證スルト否トハ全ク「ノテール」ノ意ニ任ス因テ「ノテール」ハ旅行免狀或ハ兵士

ナレハ其路券ヲ證トシテ承諾スルヲ得ヘシ
フエイユール
 又陸軍出兵シテ守備中ナレハ其聯隊ノ二名ノ士官
 或ハ下士官ヲシテ契約者タル軍人ヲ證セシメ海軍
 ナレハ其船艦ノ士官二名ニテ之ヲ證セシムヘシ
 若シ證書ニ付人ヲ證スル證人ヲ用井サルキハ法律
 ニ於テハ總テ「ノテール」ヲ以テ囑托人ヲ面識セル者
 ト看做シ別段面識セルト否トハ證書ニ附記スル
 ヲ命セサルナリ

證書ノ證人ヲシテ同時ニ囑托人ヲ證セシムルハ妨
 ケナシト雖モ寧ロ二種ノ事務ヲ兼帶セシメサルヲ

良トス

人ヲ證スル證人ハ「ノテール」或ハ囑托人トノ間第八
 條ニ禁シタル親族ナルキハ如何曰ク妨ケナキナリ
 何トナレハ第十條ニハ證書ノ證人ニ「ノミ」之ヲ禁ス
 ルヲ以テ面識ナキ人ヲ證セシムルハ恐ク親族ヨリ
 慥カナルハナカルヘキナリ殊ニ本條ノ主意ハ人ヲ
 證スル證人ハ證書ノ證人ト同一ノ身分タルヘキヲ
 要スルノミニテ嘗テ之ト同一ノ禁ヲ受クルト云ニ
 ハ非ルナリ

第十二條 總テ證書中ニハ之ヲ作ル「ノテール」其姓名

住所ヲ記入スヘク「ノテール」若シ之ヲ記入セサルキハ百「フランク」ノ罰金ヲ言渡サルヘシ
 證書ノ證人ノ姓名住所及ヒ契約ヲ結フ其年月日モ亦之ヲ記入スヘク若シ之ヲ記入セサル時ハ第六十八條ニ定ムル罰ヲ受ケ且ツ其贋造ノ規則ニ觸ル、時ハ贋造ノ刑モ亦之ヲ受クヘシ

此條ノ趣旨ハ了解スルニ甚タ難シトセス則其箇件タルヤ先ツ公正證書ノ力ヲ明確ニシ證書ノ條件ヲ取調フルニ易ク就中「ノテール」ノ管轄外ニ於テ職務ヲ行フノ禁及ヒ囑託人ト「ノテール」或ハ證人トノ間

ニ血族又ハ姻族ノ親タルヲ得サルノ禁等ニ付キ此律ノ定規ノ通り行ハル、ヤ否ヲ認定シ且證人トナリシ者愈其人ニ相違ナキヤヲ保證スル爲ニ最要ナル者トス

年月日ハ證書ノ完備ニ付一大要件ナリト雖モ何曜日タル、或ハ其證書ヲ作り終リシ時刻等ハ記スルニ及ハス然レモ遺言書ニ限り時刻ヲ記スルヲ要スヘシ何トナレハ同遺言者同年同月日ニ又他「ノテール」ニ賴テ遺言ヲ爲ス者ナキハ保證シ能ハサレハナリ

第十三條 「ノテール」ノ證書ハ之ヲ一文體ニ記シ其文字ハ通讀ニ易ク畧語ヲ用ヰス空白ヲ存セス改竄ヲ爲サ、ルモノタルヘク又其證書ニハ契約ヲ爲ス雙方ノ姓名、身分、住所及ヒ第十一條ニ定メタル證人ノ姓名、身分、住所ヲ記スヘク又其證書中ノ金高及ヒ年月日ハ數字ヲ以テ之ヲ記スヘカラス又其證書ノ正本ニハ若シ其契約ヲ爲ス者ノ委任狀アルキハ之ヲ添ヘ且ツ其正本中ニハ其證書ヲ雙方ニ讀ミ聞カセシ旨ヲ記スヘシ「ノテール」若シ此規則ニ背クキハ百「フランク」ノ罰金ヲ言渡サルヘシ

此條ノ主意タルヤ文體明瞭ニシテ且ツ文字ノ一體ナルヲ要シ又兩意ノ文章及總テ後來ノ書加ヘテ避ケ又「ノテール」囑託人ヲ知ラサルキ人ヲ證スル證人ヲ以テ之ヲ證セシメタル「ノテール」懺カメ及ヒ金額並ニ年月日ノ詐偽ヲ豫防シ或ハ代理人其權ヲ失フタル「ノテール」認ムルニアリ然レモ代理ノ權ノ存スルヤ否ハ固ヨリ知ルヘキナリ如何トナレハ代理人ノ姓名、手署セシ證書ニ據テ之ヲ見レハ契約執行上ニ於テ本人ノ委任セシ權限ハ已ニ明カナレハナリ
公正ノ證書ハ税印紙ヲ必ス用ヰヘキナリ又之ヲ記

スルハ契約者中ノ一方ノ者ニテ記スルモ妨ケナシ
 是レ記スルノミニテハ未タ證書ヲ作ルト謂フノ意
 ニハ非レハナリ
 總テ公正ノ證書ハ佛蘭西語ヲ以テ記スヘシトス然
 レモ外國ノ俗語ヲ混用スルノ「デバルトマン」州ニ於
 テハ他邦ノ語ヲ本邦語ニ譯シ欄外ニ記入スルヲ得
 ヘシ若シ又遺言者他邦ノ語ヲ以テ遺言スルモハ「ノ
 テール」之ヲ佛蘭西語ニテ記スヘシ但シ之ヲ佛語ニ
 反譯シ欄外ニ記入スルトハ格別ナリ若シ公正ノ證
 書ヲ佛蘭西語ニ記セサルモハ其効ナシト雖モ總テ

契約者ノ手署アルニ於テハ唯私ノ證書ノ効アルノ

ミ

凡ソ證人タル者ハ佛蘭西語ヲ知ラサルヲ得スト雖
 モ遺言者他邦ノ俗語ヲ混用シ遺言ヲ爲スモハ其證
 人ニハ必ス兩様ノ語ヲ解スル者ヲ要スヘキヤ曰ク
 否ラス通辨者アラハ其効ナキニ至ラサルヲ以テ若
 シ「ノテール」遺言者ノ國語ヲ解セサルモ通辨者ヲ用
 井ルヲ得ヘシ

「ノテール」ノ雙方ニ讀聞セテ爲シタルト及ヒ手署シ
 タルトテ以テ全ク證書ヲ作ルト云是レ證書ニ付最

要ノ箇件ナレハ其旨ハ必ス正本ニ記入スヘキナリ
 第十四條 總テ證書ハ契約ヲ爲ス雙方ト證人及ヒ「ノ
 テール」ト各其姓名ヲ手署シ且ツ「ノテール」ハ其文尾ニ
 其各人ノ姓名ヲ手署セシ旨ヲ記スヘシ
 若シ姓名ヲ手署スル能ハサル者アルキハ其由ヲ附記
 スヘシ

證書ニ姓名手署ヲ爲スハ必要ナル者ナリ故ニ假令
 手署ノ字體讀了シ難キモノナルカ若クハ己レノ姓
 名ヲ他人ノ記シタルヲ模寫シテ己レノ手署トセシ
 者ナリト雖モ其證書ハ効ナキニ至ラス然レモ他人

ノ手ヲ借り手署セシ者ハ効ナシトスルナリ
 囑託人ハ第一「ノテール」及ヒ第二「ノテール」或ハ證人
 ノ面前ニ於テ姓名ヲ手署スヘシ否ラサルキハ其効
 ナシトスヘキナリ

囑託人ノ手署ナキ者ハ草案ト云モ可ナリ又雙方手
 署シタルキハ私ノ證書トナリ而シテ之ニ證人及ヒ
 「ノテール」手署シタルキハ即チ公正ノ證書トナル故
 ニ「ノテール」ハ必ス最終ニ手署スヘキ者トスルナリ」
 孰レモ一同姓名ヲ手署セシ旨ハ殊更ニ證書ニ明記
 スヘク若シ囑託人姓名手署ヲ知ラサルカ若クハ能

ハサルキハ其旨ヲ證書ニ記載スルノミニテハ未ダ
盡シタルモノトセス因テ囑託人姓名手署ヲ知ラス
或ハ之ヲ能ハスト陳述セシ旨ヲ記載スヘシ是則チ
「ノテール」ヨリ姓名手署スヘキノ促ヲ得テ之ニ應答
セシ者ト推定スルナリ又姓名手署ヲ知ラサルノ陳
述ヲ以テ文字ヲ記スルヲ知ラサルノ陳述トハ同
視スヘカラス何トナレハ姓名手署スルヲ知テ文
筆ナキ者往々アレハナリ

第十五條 ラブリ書直シ及ヒ書加ヘノ文ハ之ヲ欄外ニ記シ

其文毎ニ「ノテール」及ヒ其他契約ニ管スル者姓名ヲ手

署スヘシ若シ其手署ナキキハ其書直シ及ヒ書加ヘノ
文ヲ効ナキモノトス

若シ追加ノ文ノ長キカ爲メ之ヲ證書ノ末ニ記載スル
ヲ要スル時ハ欄外ノ追加ノ如ク其姓名ヲ手署スヘキ
ノミナラス契約ヲ爲ス雙方ノ其文ヲ可トセシ旨ノ明
文ヲ記スヘシ若シ之ヲ記セサルキハ其追加ノ文ヲ効
ナキモノトス

書直シトハ欄外又ハ證書ノ文末ニ符號ヲ付ケ其書
直ヲ標示スルヲ云フ又書加ヘノ文ハ齊シク欄外或
ハ本文ノ末尾ニ符號ヲ付ケ其書加ヘヲ示ヲ云フ総

シテ書直シ等ノ文ハ證書ノ不備ヲ補全スルモノナ
 レハ能ク注意ヲ加ヘサルヘカラス
 法ノ原理ニ據リ論スルニ如何ナル書直シ又ハ書加
 へト雖モ假令囑託人ノ承諾ノ上ナルモ程過テ之ヲ
 爲スヘカラストス併シ實際慣習上ニ於テハ左程嚴
 格ナルトナシト雖モ亦證書手署ノ後ハ容易ニ之ヲ
 許スベカラサルナリ
 證書ノ書直シ及ヒ書加ヘノ文ト副本或ハ寫ヲ渡ス
 ルニ正本ニ爲ス附記ト混同スベカラス是レ書直シ
 或ハ書加ヘノ文ハ囑託人モ共ニ手署セルモノニシ

テ證書本文ノ部分ナレハナリ
 證書ニ書直シ或ハ書加ヘヲ爲シタルルハ之ニ本手
 署或ハ畧手署ヲ爲スノミナラス此事ヲ慥ニ認證ス
 ルノ文ヲ記スベシ
 總シテ本文ノ末尾ニ爲シタル書直シ或ハ書加ヘノ
 手署ハ本文ノ手署ト兼用スルハ例規ト云ニハアラ
 ス故ニ證書本文ノ手署ノ後ニ書直シ等ヲ爲シ別ニ
 手署或ハ畧手署ヲ爲スヲ得ヘキナリ

第十六條 證書中ニハ重畫問行又書加ヘアルベカラ
ミルシヤルザ アンデルリンエ タツヂイッシヨシ
 ス若シ之アルルハ其文ハ効ナキモノトス

塗抹シタル文字ハ其字數ヲ欄外或ハ証書ノ末ニ記シ其姓名ヲ手署スヘキノミナラス契約ヲナス雙方ノ其文ヲ可トセシ旨ノ明文ヲ記スヘシ若シ「ノテール」ノ之ヲ爲サ「ルキ」ハ五十「フランク」ノ罰金ヲ言渡サレ且ツ契約ヲ爲ス者ニ對シ償金ヲ拂フベシ但シ「ノテール」詐僞アルキハ其職ヲ罷メラルベシ

重。書。トハ最初記シタル語ヲ覆記シ別語ニ直スヲ云又語ヲ削リ去リ別語ヲ記スルモ重書トス

此法ニ於テハ語ヲ覆記スルヲ禁シテ字ヲ覆記スルヲ禁スルニ非ス但シ字ヲ覆記シタルニ依リ全ク語

ノ意味變ハルキハ格別ナリトス

間。行。トハ二行ノ文ノ間ニ書入レタル文或ハ語ヲ云フ

書。加。ヘトハ項ノ首尾ニアル空白ノ處或ハ語ト語ノ間ニ必ス空白ノアルヘキ處或ハ紙葉ノ首メ又ハ畢リニ書スルヲ云フ

第十七條 政府ノ布告ニ違ヒ既ニ廢シタル封建ニ屬スル名稱位號及ヒ度量金銀ノ名稱並曆ヲ用井シ「ノテール」ハ百「フランク」ノ罰金ヲ言渡サレ再犯ノキハ之レニ倍スル言渡ヲ受クベシ

第十八條 「ノテール」ハ其役場ニ一箇ノ表ヲ懸ケ其表中ニ己レノ管轄地内ニ住居スル人民中ニテ治産ノ禁ヲ受ケ又ハ裁判所ヨリ輔佐人ヲ任セシ者ノ姓名身分住所及ヒ之レカ爲メ言渡シタル裁判書ノ寫ヲ記載スヘシ但シ此手續ハ其裁判言渡ノ送達ヲ受ケタルキヨリ直チニ之ヲ爲ス可ク若シ此手續ヲ爲サ、ルキハ契約ヲ爲ス雙方中ヨリ償金ヲ要ムルヲ得ベシ

「ノテール」ノ役場ニ表ヲ掲ケ置クノ主意タルヤ例ヘハ幼者或ハ行權ノ禁ヲ受ケタル者或ハ裁判所ヨリ任シタル輔佐人アル者ノ如キ自治ノ權ナキ者ト諸

契約ヲ爲シタル後チ損害ヲ蒙ル等ノ患ヲ豫カシメ避クルニアルナリ

此等ニ管スル裁判言渡書ハ裁判所ヨリ直チニ「ノテール」ニ送達セシモ今日ニ至テハ其裁判ヲ請求シタル本人ヨリ直チニ「ノテール」取締局ノ「ゲレフ、エー」ニ宛テ其寫ヲ差出ス「ゲレフ、エー」ハ即チ其領受書ヲ渡シタル後直チニ之ヲ各ノ「テール」ニ通知ス各ノ「テール」ハ之ヲ畧抄シテ其役場ニ揭示スルナリ

第十九條 総テ「ノテール」ノ証書ハ裁判上ニ於テ真正ノモノト信據シ佛蘭西全國内ニ之ヲ執行スベシ

然レモ其証書ニ付キ贋造ノ訴ヲ主トシテ爲シタル者
 アルキハ裁判官ハ「ジュリイ」ノ之ヲ審判スベシト云ヘル
 決定ニ因リ其証書ノ執行ヲ中止セシムベシ若シ又其
 贋造ノ訴ヲ從トシテ爲シタル時ハ事實ノ輕重ニ從ヒ
 裁判官假リニ其証書ノ執行ヲ中止スルヲ得ベシ
 裁。判。上。ニ。於。テ。眞。正。ノ。モ。ノ。ト。信。據。ス。ル。ト。ハ。ノ。テ。ー。ル
 ノ。面。前。ニ。於。テ。契。約。者。ノ。陳。述。セ。シ。事。柄。ハ。其。証。書。ニ。記
 載セル所ニ毫モ相違ナキト云ノ義ニシテ其陳述セ
 シ所眞ノ良心ニ出シヤニ付テ云ノ意ニ非ルナリ
 重罪告訴ニ付テノ「ジュリイ」ヲ廢セシ以來ハ重罪取調
シヤムアルダツキニヤシヨシ

局アツテ當時ハ該局ニ於テ此決議ヲ爲スナリ
 第二十條「ノテール」ハ其記シタル總テノ証書ノ正本
 ナ己レニ保存シ置クベシ
 然レモ生存ノ證書委任狀某ハ某地ノ某人ナルヲ證ス
 ル證書小作賃ノ受取書家屋貸賃ノ受取書給料ノ受取
 書養育料及ヒ年金ノ受取書並法律ニ從テ定メタル畧
 式ニテ渡シ得ベキ證書類ハ此限ニ非ス
 正本ハ囑託人證人及ヒ「ノテール」ノ姓名ヲ手署セシ
 證書ノ本紙ニシテ必ス「ノテール」其役場ニ保存シ置
 クベキ者ナリ而シテ之ヲ作ルハ第一「ノテール」タ

ルベシ

一般ノ規則ニ據リ論スレハ正本ハ必ス一通ノモノナルベシト雖_レ地方ニヨリ若シ「ノテール」二人ニテ作りタルキハ慣習ニ於テ二人ノ「ノテール」各一通ヲ保存スルハ是レ法律ニ於テ殊更ニ之ヲ禁セサル所ナリ蓋シ法ノ精義ニハ反スルヲ以テ「ノテール」タル者亦爰ニ能ク注意ヲ加フベキナリ若シ右ノ如ク正本二通ヲ作りタルキハ各正本ニ其旨ヲ附記シ又登記稅役所ノ登記濟シタル旨ヲモ之ニ附記シ置クベシトス

正本ニ用ヰル紙ハ其大小ヲ論セスト雖_レ必ス稅印アル紙ヲ用ヰヘシ又同一ノ紙葉ニ別事件ヲ記載スベカラス

正本ヲ保存スルコトハ一般ノ規則ナリト雖_レ此法ニ於テ別段畧式ノ公正證書ニ作ルヘシト定メサル者「ノテール」ハ正本ニ作ルベク又若シ正本ニ作ルベキカ又ハ畧式證書ニ作ルベキカニ付疑ハシキ場合ニ於テハ假令其囑托人ハ之ヲ畧式ニ作ルヲ望ムト雖_レ寧口正本ニ作ルヲ良トス

一般ノ例規ニ於テ委任狀ハ畧式證書ニ作ルヲ得ベ

シト雖モ生存中ノ贈遺ヲ承諾スルニ付テノ委任狀
 並ニ公債證書讓渡ノキ名簿書替ニ付テノ委任狀ハ
 必ス正本ニ作ルベシ
 何チカ畧式ニテ渡シ得ベキ證書類ト云乎曰ク契約
 ニ管セサル書類ニシテ雙方ニ義務ナキノ證書ヲ云
 フ例ヘハ雙務ノ契約ノ如キハ決シテ畧式ニテ渡ス
 ベカラサルモノナリ
 片務ノ契約ナレハ畧式ニテ渡スモ妨ケナシ故ニ又
 囑托人ノ都合ニヨリ畧式ニテ渡スヲ得ベキ證書ト
 雖モ求メテ受クルキハ正本ニ作ルヲ得ベキナリ

畧式ノ證書ハ本紙ノマヽニテ數通ヲ渡スヲ得ベク
 例ヘハ遠國ニ遞送スベキ委任狀ノ如キハ囑托人通
 常二本ヲ取ル等ノ如シ
 畧式證書モ亦正本ニ用ヰルト同一ノ紙ニ記スベク
 又登記稅役所ノ登記濟ミタル後ニ非サレハ渡スベ
 カラス而シテ見出帳ニハ必ス之ヲ渡シタル旨ヲ留
 置クベシ

第二十一條 證書ノ副本及ヒ寫ヲ記スルノ權ハ其正
 本ヲ所持スルノテールノミニ在リトス又證書ノ如何
 ナルヲ問ハス囑託ニ因テ已レニ保存セルモノハ其寫

ヲ渡スヲ得ベシ
副本ノ解ハ第二十五條及ヒ第二十六條ノ說解ニ就
テ見ルベシ

寫ハ證書ノ正本ノ正寫ヲ云フ但正本ニアル所ノ附
記ノ文本文ニ關セサルモノハ謄寫セス又此寫ニハ
正本ニ囑託人ノ手署アルヲ別ニ附記スルニ及ハ
ス又第二ノ「テール」ノ姓名アルヲモ亦記スルニ及ハ
ストス然レモ若シ正本ノ欄外或ハ本文ノ末尾ニ書
直シ等アツテ囑託人ノ之ヲ認定シタル旨記載ナキ
キハ其旨ヲ寫ニ附記スルヲ要スベシ

「ノテール」寫或ハ^{エキストレ}拔抄中誤錯ヲ爲シ之カ爲メ囑託人
ニ損害ヲ爲シタル^{エキストレ}キハ之ヲ擔當スベシトス
寫ヲ渡シタル旨ヲ正本ニ附記スルノ定規ナシト雖
^{アルミエールエキスベディシヨ}モ第一ノ寫ハ正本紛失ノ場合ニ於テ正本ト等シキ
確信ヲ致スモノナルヲ以テ渡シタル旨正本ニ附記
スルモ蓋シ要用ナラン乎
寫中ニ重畫又ハ間行等ヲ爲スハ法ノ禁スル所ニ非
ス故ニ若シ之ヲ爲スモ罰金ニ處セラル、^レナシ然
レモ^レ之カ爲メ囑託人ニ損害ヲ生シタルキハ其責ニ
任スベシトス

故ニ書直シ等ヲ爲スベキハ正本ト同一ノ方法ヲ以テスルヲ良トス又各項空白アラハ墨線ヲ引テ之ヲ填スベシ

「ノテール」證人二人ノ立會ニテ作りシ證書ノ寫ナルキハ「ノテール」ノミ之ニ姓名手署ス又「ノテール」二人ニテ作りシ證書ノ寫ナルキハ巴里府ノ慣習ニテハ第二ノ「ノテール」ハ其正本ニ手署セシ者ナラストモ必ス二人ノ「ノテール」ニテ手署シ渡ストス併シ唯一人ノ「ノテール」ニテ手署シタル者ト雖モ信據ヲ爲ストニ於テハ嘗テ換ルコトナシ

寫ニ手署スル「ノテール」ニテ其每葉ノ下端ニ署手署ヲ爲シ又塗抹等ノ文字アルキハ之ヲ其欄外或ハ本文ノ末尾ニ掲ケ認證スル旨ヲ記シ而シテ第一ノ「ノテール」ノ役印ヲ欄外ノ下端手署ノ左側ニ捺ス正本ヲ所持スル「ノテール」トハ之ヲ作りシ「ノテール」或ハ引繼ノ本任者ノミヲ云フニ非ス第六十一條ニ定メタル如ク官ノ命ヲ受ケ假リニ引繼人トナリシ「ノテール」モ亦副本寫或ハ拔抄ヲ渡スノ權アリ若シ正本二通ヲ作りシ場合ニ於テハ之ヲ預ル「ノテール」ハ各寫及拔抄ヲ渡スノ權ヲ有ス但シ副本ヲ渡

スハ此例ニ非ルナリ

又公安ヲ害シ或ハ風俗ヲ亂ス等ノ事件ヲ除クノ外
 ハ如何ナル證書ヲ問ハズ全ク他人ノ作りシ證書類
 ノ保存ヲ囑託セラレタルキハ總テ「ノテール」ハ其寫
 ヲ渡ス「ヲ」得ベシ併シ此寫ト云フハ「エキスベディシ
 ヨン」ニ非ス單一ノ寫ナルノミ例ヘハ初メ畧式ニテ
 渡シタル證書若クハ私ノ證書ヲ囑託人ヨリ正本ト
 シテ保存スル「ヲ」求ムルキノ如シ又法ニ於テハ殊
 更ニ定メスト雖モ此條ノ趣意ニ基キ「ノテール」ハ對
 校ノ寫ヲ渡ス「ヲ」得ベシ對校ノ寫ヲ作ルトハ即チ
 コシヨキ

書類ノ種別ヲ問ハズ携へ來リ其寫ヲ求ムルキ之ヲ
 記シ渡シ同時ニ原書ヲモ囑託人ニ返ス「ヲ」云フ而
 シテ此寫ノ末尾ニハ原書ト相違ナキ旨ヲ證述スヘ
 シ此證述ノ文ハ一ノ證書ト看做スヲ以テ「ノテール」
 或ハ證人二人ノ立會ニテ之ヲ記シ又見出帳ニモ留
 置クヘキナリ而シテ之ニ用ヰル紙ハ「フランク」ノ
 税印紙ナリ

第二十二條 證書ノ正本ハ法律ニ於テ定メタル場合
 又ハ裁判所ノ命アルキニ非サレハ「ノテール」之ヲ手放
 ス「ヲ」得ス

但シ之ヲ手放スニハ先ツ別ニ寫テ記シ其姓名ヲ手署シテ裁判所長トユミセールデトリビュナール「檢ノ檢査ヲ受ケ正本ノ返リ來ル迄其正本ニ代用スヘシ

「ノテール」ハ正本ノ預リ人タルヲ以テ之ヲ保存スルニハ紛失ノ患ナキ様常ニ注意ヲ爲サ、ルヘカラス故ニ法ニ於テ殊ニ定メタル場合ニ非レハ之ヲ役局外ニ出スヲ得ス又假令義務者權利者ニ對シ負フタル義務ヲ已ニ盡シ終リタル證書ノ正本ナリト雖モ固ヨリ正本中區別アラサルカ故ニ必ス「ノテール」嚴密ニ保存スヘキナリ

見出帳ノ附記又ハ登記稅役所ノ簿冊ノ附記又ハ佗ノ「ノテール」ニ引渡シタル正本ノ「登記目録」ハ正本保存ノ「付詞訟」ノ生シタル場合ニ於テハ眞ニ證據ノ端緒トナルヘシ

正本ノ紛失ニヨリ囑託人ニ損害ヲ生シタルキハ「ノテール」其責ニ任スルハ論ヲ俟タスト雖モ亦眞ニ抗拒スヘカラサル災害ニヨリ紛失シタルキハ「ノテール」其責ニ當ラサルナリ然レモ其事實ハ「ノテール」ヨリ明細ニ證述セサルヘカラス

凡ソ「ノテール」ノ責任ハ其遺物相續人ニマテ及フト

雖在辭職或ハ死去ヨリ已ニ三十年ヲ過レハ其責任ヲ免カルヘシ

正本ハ必ス役局中ニ保存スヘク其場所ハ濕地ナラス且水火ノ危難等ニ懸念ナキ地ヲ勉メテ撰ムヘシ法律ニ於テ定メタル場合トハ主タル贋造ノ訴附帶ノ贋造ノ訴書類驗真願等ヲ云フ

裁判所ノ命アルキハ「ノテール」ハ贋造ト告ケラレタル所ノ書類或ハ正本ノ取調書ヲ出サ、ルヘカラス其他裁判官必要ナリト見込ムキハ其詞認ニ管スル證書ヲ差出サシムルヲ得ルナリ

又貧院或ハ公ケノ建テ物ニ管スルノ證書ハ「ブレヘー」州ノ認可ヲ受クルキハ之ヲ他ニ出スヲ得之ヲ出シテ「ブルグメー」トヨリ請取書ヲ取り置タルキハ假令紛失スルモ責任ハ免カルヘシ
裁判ノ言渡ニ因テ何日マテニ證書ヲ差出スヘキ旨ヲ命セラレ其期日マテニ出サス若シ出スヲ拒ミタルキハ裁判所ヨリ一應呼出ヲ受ケ取糺サレタル後拘留セララルヘシ

「ノテール」裁判所ニ證書ヲ出スヘキキハ自ラ携帶スヘシ若シ佗管轄ノ裁判所ニ出スヘキキハ我住所ノ

地ノ裁判所ノ書記局ニ出スノミトス而シテ該證書
ハ「コミセールデュトリビュナール」ノ差圖ニテ送附セラ
ルヽナリ

第二十三條 「ノテール」ハ「トリビュナール」ドプレミエ
アンスタンス「ノ長ノ命令アルニ非サレハ契約ヲ結ビ
シ雙方又ハ其相續人及ヒ其證書ニ付テノ有權者其他
其契約ニ管係アル人ノ外證書ノ寫ヲ渡シ或ハ之ヲ示
ス「ヲ禁ス若シ此禁ヲ犯スキハ償金及ヒ百「フランク」
ノ罰金ヲ言渡サレ再犯ノキハ三ヶ月間其職務ヲ中止
セララルヘシ但シ登記税ノ事ニ管スル法律及ヒ規則又

ハ裁判所内ニ公告スベキ證書ニ管スル法律及ヒ規則
ヲ執行スル爲メ「ノテール」ノ寫ヲ記スルハ格別ナリト
ス

公正ノ證書ハ囑托人ノ所有物ニシテ「ノテール」ハ其
預リ人ナレハ囑托人ヨリ求ムルキハ何時タリモ其
寫ヲ與ヘ又ハ其正本ヲ示ス「ヲ得ヘシ然レモ他人
ニ對シ證書ヲ作ルキ囑托人ノ談セシ事柄又ハ證書
ニ記載ノ事件ヲ漏洩スルヲ得サルハ「ノテール」ノ一
大義務ナリ若シ之ニ違ヒ人民ノ秘事ヲ洩スキハ刑
法第三百七十八條ニ定ムル一ヶ月ヨリ少カラス六

ケ月ヨリ多カラサル禁錮ニ處セラレ且百フランクヨリ少カラス五百フランクヨリ多カラサル罰金ヲ科セラルベシ而シテ此條ニ定ムル所ノ罰ト並ヒ行レテ相觸ルヽナシ

證書ヲ登記稅役所ニ登記セシムルヲ又ハ婚姻ノ契約書或ハ諸會社ノ證書ヲ公告スル爲メ裁判所等ニ揭示スル等ハ洩泄ヲ禁スルノ限ニアラス

第二十四條 裁判所ノ命ニ依テ證書ノ正本或ハ寫ヲ出ス時ハ其ノテール自ラ調書ヲ作ルベシ但シ裁判官中ノ一人或ハ他ノノテールノ其役局ニ出席シテ取調

ヲ爲ス時ハ別段ナリトス

訴ニヨリ裁判所ヨリ正本ノ取調ヲ言渡シタルキハ其言渡書ヲ相手方ニ送達シ又同時ニ其證書ヲ預リタルノテールノ役局ニ何月日ニ出席スベキノ呼出狀ヲ送達ス又ノテールニモ同ク言渡書ノ寫ヲ送ル若シ呼出ヲ受タル者出席セサルキハ其呼出期限過タルヨリ一時間ノ後正本ノ取調ヲ始ムルナリ右取調ノ始末書ニハ正本並ニ之ニ綴アル書類及ヒ其紙數或ハ欄外ノ文等ハ一切漏泄ナク記載スヘキ

此取調書ヲ作ル時ハ原被雙方共ニ立會ヲ爲スヲ得ヘシトス

第二十五條 執行ノ文ヲ加記シテ渡スモノハ獨リ副本ノミトス故ニ副本ハ裁判言渡書ト其首尾ノ文體ヲ同フス

副本ハ證書面ノ通り執行セシムルノ書式ヲ備具スルノ外ハ即チ正本ノ正寫ナリ

「ノテール」ハ此副本ヲ渡スヲ以テ眞ニ公ケノ職務ヲ行フモノト謂フベシ而シテ之ヲ渡スルハ第二ノ「ノテール」ハ手署スルニ及ハサルナリ

畧式ノ公正證書ハ執行ノ書式ヲ以テ渡スヲ得サルモノナリ

執行ノ書式ニテ渡スヲ得ヘキ證書ニハ必ス義務ヲカラサルヘカラス而シテ其義務ハ未タ盡サ、ルモノタルヘシ乃チ左ノ件々ヲ要ス

第一 金額ノ明瞭ナル證書其員數不定ノ金ナリ

ト雖_レ其價額ヲ定メ得ヘキモノタルヘシ

第二 其證書ノ力ニ依テ直接ニ執行ヲ爲シ得ヘ

キモノナルヘシ若シ否ヲスシテ裁判所ニ訴フルヲ要スルモノナルニ於テハ其執行ハ裁判言

渡ノ副本ヲ以テスヘシ「ノテール」ノ副本ニ依ル
ニアラサルナリ

此原則ニ依ルキハ已ニ現金ニテ拂ヒ渡シタル競賣
ノ證書ハ副本ヲ渡スヲ得ス又事ヲ爲スヘキノ義務
或ハ事ヲ爲スヘカラサルノ義務ニ付テノ證書又一
ノ事實ヲ證明スルノ證書又定期ニ金額ヲ拂ヒ渡ス
ヘキノ契約ナキ財産分派ノ始末書又婚姻ノ契約書
ニシテ夫婦ノ内一方ヨリ他人ニ金額ヲ拂ヒ他人ヨ
リ夫婦ノ内ニ拂ヒ渡スヘキ約束ナキモノ又遺言書
等ハ總テ副本ヲ渡スヲ得ス其他私ノ證書ヲ正本

トシテ預リタルモノモ亦副本ヲ渡スヲ得ス但シ義
務者ノ承諾ヲ得テ之「ノテール」ニ預ケタルモノハ
副本ヲ渡スヲ得ヘキナリ
副本ニ記スル執行ノ書式ハ左ノ文ヲ記ス

冒頭 佛蘭西王路易非拉 現今及ヒ今後ノ萬民ニ對
シ康安ヲ祈ル

結尾 此證書ノ執行必要ナルニ於テハ我カ「プロキ
リール」ゼ子「ラール」及ヒ「コミセール」デトリビ
「ル」ニ之ヲ賛成スヘキ旨ヲ命ス又法ニ適シ已
ムヲ得サルニ於テハ我カ諸軍兵ノ指揮官タル

將校ニ兵力ヲ貸與スヘキ旨ヲ命ス
仍テ此證書ニ捺印セシムル者ナリ

第二十六條 副本ハ證書關係ノ者ノミニ渡スヲ得
之ヲ渡シタルキハ正本ニ其旨ヲ附記スヘク「トリビユナ
ールドプレミエルアンスダンス」ノ長ノ命令アルニ非
サレハ再ヒ副本ヲ渡スヘカラス若シ之ヲ渡スキハ其
命令書ヲ正本ニ綴リ置クヘシ
若シ此條ノ規則ニ背ク「ノテール」ハ其職ヲ罷メラルヘ
シ

正本ノ附記ニハ「ノテール」必ス姓名ヲ手署シテ横線

ヲ畫スヘシ

二人以上ノ權利者アルキ總金額ニ付各一通ノ副本
ヲ求メ得ル場合ニ非レハ關係ノ各人ニ之ヲ渡スヘ
カラス但シ數通ノ副本ヲ渡スキハ一通毎ニ總金額
ノ内各債主執行部分ノ金額ヲ附記スヘシ
一人ノ債主ニ其遺物相續人數人アルキハ其相續人
ハ各自ニ副本ヲ取ルヲ得サルナリ何トナレハ其義
務ノ關係ハ相續人一人ノミニ止マルヘカラサレハ
ナリ若シ數通ノ副本ヲ得ント欲スルキハ副本ノ寫
ヲ渡スヘキノミ

アンフリヤシヨシ

若シ副本ヲ渡スルキ其證書ノ全額ニ付幾部分ノミノ
 権利アルキハ其部分ヲ別段之ニ附記スヘキナリ
 「ノテール」副本ノ求メテ受クルト雖モ未タ其謝金ノ
 拂ヒテ得サル間ハ第一或ハ第二ノ副本ヲ渡スヲ拒
 ムヲ得ヘシ

此條ニ記スル關係ノ者トハ證書ニ付テノ權利者ヲ
 指シテ云フ故ニ義務者ハ尋常ノ寫ノ外ハ求ムルヲ
 得サルナリ例ヘハ未タ代價ノ拂ヲ爲サ、ル賣買契
 約書ノ副本ハ賣方ニ屬シ土地ノ貸借約定書ノ副本
 ハ其貸方ニ屬シ書入質ノ證書或ハ總テ金銀貸借書

ノ副本モ亦其貸方ニ屬シ又學生間ラントウアカデミ或ハ永世間パーペチュアルノ年
 金證書ノ副本ハ其所有者ニ屬スル如キナリ

「ノテール」副本ヲ渡シタルキハ其末尾ニ必ス其請取
 人ノ姓名ヲ附記スヘシ就中二人以上ノ債主判然タ
 ル證書ノ副本ナルキハ此附記ヲ爲スヲ殊ニ緊要ナ
 リトス

名代人ヲ以テ副本ヲ求ムル者アルキハ其委任狀ヲ
 證書ニ綴リ置クヘキナリ

副本ヲ再ヒ渡スノ禁ハ唯第二ノ副本ニノミ限ラス
 第三第四以上ニモ適用スルナリ

權利者ハ執行ノ權アル證書ヲ二通以上所持スルヲ得ス若シ之ヲ二通以上所持スルニ於テハ民法第一千二百八十三條ニ權利者ヨリ義務者ニ公正ノ副本ヲ渡シタルキハ義務ヲ釋放シ且盡シタルト思料スル云々ノ定規ヲ適用スルモ其効ナキニ至ルヘシ又第一千三百三十二條ニ付テモ亦同様ナルヘシ何トナレハ該條ニ依レハ義務ヲ釋放シ或ハ盡シタル旨ヲ副本ニ附記シタルキハ義務者ノ爲メニハ權利者ニ對シ充分ノ信據ヲ爲スヘシトス

第一ノ副本ヲ取消シタルキハ第二ノ副本ヲ以テ第

一ノモノト看倣ス故ニ之ヲ渡スキハ別段裁判所ノ命ヲ得ルニ及ハストス

證書ヲ作りシ「ノテール」第一ノ副本ヲ渡シタル旨ヲ正本ニ附記スル「ヲ」ヲ失漏シタルヲ其引繼人知ラスシテ第二ノ副本ヲ渡シタリ其引繼人ハ故意アルニアラサルヲ以テ其責ニ任セス因テ損害ヲ蒙リタル囑托人ハ舊「ノテール」ニ對シ其償ヲ求ムヘキナリ

若シ第二ノ副本ヲ渡スキハ其末尾ニ何年何月日ニ若干ノ金額ニ付裁判所長ノ命ニ依リ第二ノ副本ヲ渡ス者ナリト附記スヘシ又願書並ニ裁判所ノ命令

書モ謄寫シ置クヘシ

第二十七條 總テ「ノテール」ハ己レノ姓名職名住居ト
佛國共和政府ノ記號トナ刻シタル印章ヲ所持ス可シ
證書ノ副本及ヒ寫ニハ必ス此印章ヲ捺ス

往時ハ公正ノ證書ニ印章ヲ捺シテ以テ公正ノ力及
ヒ執行ノ權ヲ與フルヲナリシカ故ニ捺印ノ「ハ實
ニ緊要ノ事ニシテ之カ爲メ一種ノ官吏ノ設ケアリ
テ捺印毎ニ若干ノ印稅ヲ拂ヒタリ然ルニ千七百〇
六年ニ於テ之ヲ廢セシ以來「ノテール」此印章ヲ預リ
自ラ證書ニ捺印スル「ニ定メタリ現今ノ法律ニ於

テ若シ此捺印ヲ爲サ「ルキハ副本ニ付如何ナル効
ヲ生スヘキヤ曰ク印章ヲ捺セストモ固ヨリ公正ノ
證書ナリ何トナレハ印章ヲ以テ證書ニ公正ノ力ヲ
與フルノ要具トセサレハナリ然レトモ法ニ於テ捺
印ヲ命スルハ「ノテール」ノ手署ノ相違ナキヲ證
シ「ハ證書ノ贋造ヲ豫防スルカ爲メナリ故ニ若シ
此證書ニ押印ナキキハ「ウーシエー」又ハ兵官ノ者ハ
其執行ニ干涉シテ其職ヲ行フ「ヲ拒ムノ權又ハ義
務ヲ有スヘシ併シ證書ノ効ニ至テハ毫モ異ナル「
ナカルヘシ

拔抄對校ノ寫並ニ畧式公正證書ニハ副本或ハ寫ト等シク此印章ヲ捺スヘキナリ。

第二十八條 「トリビュナルダッペール」所在ノ地ニ住居スル「ノテール」ノ證書ヲ其「ノテール」ノ管轄地外ニ於テ用井ル時及ヒ其他ノ「ノテール」ノ證書ヲ其「ノテール」住居ノ「デパルトマン」外ニ於テ用井ル時ハ「ノテール」住居ノ地ノ「トリビュナルドプレミエルアンスタンス」或ハ其副本又ハ寫ヲ用井ル地ノ「トリビュナルドプレミエルアンスタンス」ノ長右等ノ證書ニ認メ印ヲ押スヘシ「ノテール」ノ手署ヲ認ムル「ノ主意タルヤ眞ニ手署

ヲ慥カムルニ在テ嘗テ公正ノ力ノ有無ニ關スルニ非サルナリ

此條ニ於テ手署ヲ認ムルノ手續キテ定ムルカ故ニ第四十九條ニ於テハ左ノ如ク手署ヲ裁判所ニ納ムルノ手續キテ要ス

「トリビュナルダッペール」所在ノ地ノ「ノテール」ハ己レノ姓名手署ヲ其「トリビュナル」管轄内ノ各「トリビュナルドプレミエルアンスタンス」ニ納メ其他ノ「ノテール」ハ其「デパルトマン」内ノ「トリビュナル」プレミエルアンスタンスニ之ヲ納ムヘキナリ是他ノ地方ニ

於テ證書ヲ用井ルニ當リ必要ナルキ「ノテール」ノ手
署ヲ慥カメル爲メニ備フルナリ

若シ外國ニ於テ證書ヲ用井ヘキハ裁判所長官ノ

手署ヲ「ミニストルドラジュスチス」ニテ認メノ手署ヲ

爲シ又之ヲ「ミニストルデ、ザフェル、ゼトランゼール」外務

事務ニテ認メノ手署ヲ爲ス而シテ又之ヲ證書ヲ用

井ル地ノ駐劄公使或ハ領事ニテ認メノ手署ヲ爲ス

若又殖民地ニ於テ用井ル證書ナルキハ裁判所長ノ

手署ヲ「ミニストルドラマリヌ」海軍事務ニテ認メノ

手署ヲ爲シ「アルゼル」亞弗利加ノ屬地ノ名ニ於テ用井ルキハ

「ミニストルドラゲール」陸軍事務ニテ認メノ手署ヲ爲

スナリ

第二十九條 「ノテール」ハ己レノ記セシ證書ヲ總テ見

出帳ニ記載スヘシ

見出帳ヲ作り書留メヲ爲スノ要ハ證書ノ見出ニ便

ナラシメ囑托人ノ爲ニ證書ノ現存スルヲ確認シ

印税法及ヒ登記法ノ執行ヲ慥カメ且ツ證書認メ方

ノ違則夫見出スニアリ

「ノテール」ハ正本ノ保存ニ付責任アリト雖モ求メテ

受クルキハ囑托人或ハ其名代人又ハ登記稅掛リ官

吏ニ限り示シ又裁判所ニ出スヘシトス即チ見出帳ニ於テモ亦然リ

見出帳ハ證書ノ種類ヲ區別スルヲナク一冊ニ作り備フヘシ又一冊ノ見出帳ヲ數年間使用スルトモ妨ケナシ又必ス印税アル紙ヲ用井ヘシ

「ノテール」ハ正本並ニ畧式證書ノ別ナク日々必ス其見出帳ニ記入スヘク若シ之ヲ遺漏スルニ於テハ一

件毎ニ五「フランク」ノ罰金ニ科セラルヘシ共和政第七年「ラリ

メ「ノテール」ハ月二十二日ノ法並ニ十八日ノ法又左ノ證書モ記入スヘシ百二十四年第六月十六日ノ法

第一 「ノテール」ニ二人ニテ作り各預リタル二通ノ

正本

第二 對校ノ寫

第三 幼者ノ財産競賣ノ始末書但シ裁判所ノ命

ニ因テ爲シタル競賣ノ始末書亦同シ

第四 公正ノ遺言書

第五 封印ノ遺言書ノ預リ證書

第六 動産競賣代金ノ請取書及ヒ爲替手形

第七 命令手形及ヒ其裏書ヒリエタルド

第八 裁判所ヨリ命スル遺物分派ニ付テノ前調オハシシヨ

「ノテール」ハ始末書

第九 土地ノ貸借ニ付裁判所ヨリ言渡シタル實地検査ノ始末書

第十 要償ノ證書該證書ハ見出帳ノ外別段ノ簿冊ニモ記入スヘシトス商法第百七

十六條 見合

見出帳ニ記入スルニ及ハサル證書ハ生存ノ證書公債證書所有ノ證書及ヒ保證書等ノ如キ第二ノ「テ」ル或ハ二人ノ證人ノ立會ナクシテ作りシモノ又贈遺書ニ綴リタル動産ノ目錄公正ノ證書ニ綴リアル書類ノ寫或ハ裁判所長ヨリノ言渡ニ因テ「テ」ルニ預ケタル正本等ナリ

完備セサル證書ニシテ未タ囑託人ノ手署セサルモノハ見出帳ニ記入スヘカラス併シ已ニ囑託人ノ手署済ミタルモノナレハ記載スルヲ良トス

「ノテール」ハ其見出帳ヲ三ヶ月毎ニ居住ノ地ノ登記稅役所ニ出スヘシ即チ該役所ノ官吏ハ記入證書ノ員數ヲ調ヘタル後見出帳ニ之ヲ記シ且檢印スルナリ」
該見出帳ハ毎年一月四月七月十月ノ上院中ニ差出スヘシ之ニ背クハ十フランクノ罰金ニ處セララルヘシ

第三十條 見出帳ニハ「ノテール」住所ノ「トリビュナール」ドブレミエルアンスダンスノ長又ハ裁判官其每葉ニ

番號ヲ附シ署手署ヲ爲スヘシ
又其見出帳ニハ總テ證書ノ年月日種類ト雙方ノ姓名
ト登記稅役局ノ簿冊ニ記入シタルヤ否ヤトヲ記載ス
ヘシ

見出帳ノ每葉ニ番號ヲ附シ署手署ヲ爲スノ手續ヲ
裁判所ニ願フハ「ノテール」未タ其見出帳ヲ使用セサ
ル前ニ爲サ、ルヘカラス
「ノテール」日々取扱フ所ノ證書ヲ見出帳中ニ記入ス
ルニモ亦間行及ヒ空白ヲ置クヘカラス
見出帳ノ記入ハ假令登記稅役所ノ登記未タ濟マサ

ルト雖モ其證書ノ日附ト同日ニ之ヲ爲スヘシトス
共和政第七年「フリヤール」月二十二日ノ法第五十條
ニ依レハ各一件ニ付見出帳ニ記載スヘキ件々左ノ
如シ

- 第一 證書ノ番號
- 第二 同日附
- 第三 證書ノ種類
- 第四 囑託人ノ姓名住所
- 第五 財産ノ名稱其模様及ヒ代價所得ノ權及ヒ額

金銀ニ管渉スル
件ヲ云フナリ

第六 登記稅役所ノ簿冊ニ記入濟ミタルヤ否ヤ

公正ノ遺言書及ヒ封印ノ遺言書ノ預リ證書ニ付見
出帳ニ記入スルハ唯其日附ト遺言者ノ姓名並ニ住
所ヲ以テ足レリトス

第二卷 「ノテール」役場ノ事

第一章 「ノテール」ノ員數配置及ヒ保證金ノ事

第三十一條 各デパルトマン「内」ニ「ノテール」ノ員數配
置及ヒ其住所ハ政府ニ於テ之ヲ定ムル左ノ如シ

第一 住民十萬人以上ノ市街ニ於テハ六千人毎

ニ多クトモ「ノテール」一員ヲ置ク

第二 其他ノ市街或ハ村落ニ於テハ「トリビュナー

ルドペー」ノ一管轄下毎ニ少クモ二人多クモ五

人ヲ置ク

千七百九十一年十月六日ノ法律第八條ニハ左ノ如
ク定ム各デパルトマン「ノテール」ノ員數及ヒ配置
方ハ其州官ヨリ差出シタル取調書ニヨリ立法院ニ
於テ之ヲ定ムヘシト然レモ之ヲ定ムルノ權ハ主ト
ノ行政官アリテ立法院ハ唯左ノ件々ヲ定ムルヲ
得ルノミ

(第一)十萬以上ノ人口アル市街ノ「ノテール」ノ最多數
 (第二)其他ノ地方毎「カントン」ノ「ノテール」ノ最多數及
 七最少數則テ第一ニハ人口ヲ以テ「ノテール」ノ員數
 ヲ定ムルヲ基由トシ第二ノ場合ニハ「トリビュナール」
 「ドペー」ノ數ヲ以テ基由トス裁判所ノ數ニ因ルハ其地
 事務ノ繁簡ヲ計ルナリ
 人口十萬以上ノ市街ニ付テハ立法官ニ於テ最多數
 ヲ定ムルノミニシテ最少數ヲ定ムルヲナシ故ニ何
 程人口ノ繁殖スルモ政府ニ於テハ更ニ「ノテール」ヲ
 増置スルニ及ハスト雖モ「トリビュナール」ドペー」ヲ新
 設スルキハ「ノテール」ヲモ亦増設セサルヘカラス

蓋シ立法官ニ於テハ人口ノ増殖ヲ以テ必ス「ノテール」
 「局」ヲ増設スルノ原由ト爲サ、ルノ主意ナルベシ
 故ニ政府ハ時々ノ情狀ニ從ヒ新局ヲ設クルト設ケ
 サルトハ隨意ナリ唯立法官ニ於テハ「ノテール」ノ實
 益ト人民ノ需要ト相共ニ並行セシメントナク欲セリ
 又此時マテハ「ノテール」ノ役株所有ノ權アラズ
 千八百十六年第四月二十八日ノ法律ニ依テ考フレ
 ハ政府ハ法ニ於テ定メアル場合ニ更ニ「ノテール」ヲ
 設クルノ權ヲ行ヒ或ハ之ヲ設クルノ義務ヲ行フニ
 當リ役株所有ノ權ニ障碍ヲ與フルヲナク新設ノテ

「ル」ヲシテ從來ノ「ノテール」ノ蒙リタル損害ニ應シテ分配スヘキ償額ノ拂ヒテ免カレシムルヲ得サルハ敢テ疑ハサル所ナリ

第三十二條 「ノテール」ノ役場ハ「ノテール」ノ死去辭職又ハ其職ヲ罷メラルヽニ非サレハ其數ヲ減セス

「ノテール」局ヲ減省スルハ法ニ於テ定メタル員數ヲ越ヘタルカ若クハ特令ニ因リテ員數ヲ定メタル時ニノミアリトス故ニ欠員アルキ廢局スルハ右二箇ノ場合ノ一ニ出サルナリ今時ニ於テハ若シ廢局ヲ言渡スルハ其言渡ヲ受クヘキノ「テール」或ハ其相續

人ニ未タ相當ノ償額ヲ渡サヽル間ハ尙ホ之ヲ存スルナリ

免職ニ依リ廢局セラレタルキハ此條及ヒ千八百十六年四月二十八日ノ法律第九十一條トニ依テ見レハ償金ヲ要セサルノ理ナリト雖モ慣習ニ從ヒ法ニ於テモ亦默許スル所トナレリ且ツ千八百四十一年第六月二十五日ノ法律第二十條ニ依テ愈此償金ノ方法ヲ認ムルニ至レリ

辭職トハ全ク自ラ辭シタルモノ並ニ第四條及ヒ第三十三條ノ定規ノ辭職ヲ云フ

主タル免職ハ此律第十五條ニ依テ言渡サル、キヲ云

附加ノ免職ハ公權剝奪ニ管スル刑ノ言渡ヲ受クル
キヲ云

第三十三條 「ノテール」其職務ヲ行フニハ免許ヲ要セ
スト雖^モ政府ニ於テハ保證金ノ高ヲ定メテ之ヲ取置
キ其職務ノ過失ニ因リ裁判上ノ罰金又ハ償金ノ用ニ
備フ

其保證金高ノ全部又ハ一部ヲ罰金又ハ償金ノ爲メ使
用シタルキハ又其原額ニ充ツル迄之レカ職ヲ中止ス

ヘシ但シ其保證金ノ全額ヲ六ヶ月内ニ備ヘサルキハ
之ヲ辭職セシ者ト看做シ別ニ「ノテール」ヲ命スヘシ

共和政第七年「フリメール」月一日ニ於テ「ノテール」ノ
免許税ノ法ヲ定メタリシカ後テ此律ニ依テ之ヲ廢
シ更ニ保證金ノ法ヲ定メタリ又今日ニ至テハ此保
證金ノ外ニ更ニ千八百五十年第五月十五日ノ法ニ
從ヒ「ノテール」モ亦「アウターカー」「アウターウエ」醫師ト等
シク免許税ヲ拂フコトナリタリ
保證金ニ付先取ノ特權アリ之ヲ二等ニ分ツ即チ第
一ノ特權ハ「ノテール」職務上ヨリ生シタル過失ニ付

罰金ノ言渡ヲ受ケタルキニアリ第二ノ特權ハ保證金ノ全部又ハ一部分ヲ抵當トシテ貸シタル金額ノ拂及ヒ其他尋常ノ貸金ノ拂ヲ「ノテール」ニ對シテ求ムルキニアリ故ニ詞訟ノ生シタルキ保證金ヲ以テ償却ヲ受クヘキ貸金ノ順序ヲ定ムル左ノ如シ

第一 職務上ヨリ生シタル貸金

第二 保證金ヲ抵當トシタル貸金

第三 通常ノ貸金

職務上ノ過失ニ因リ出ス所ノ金ニ二種アリ政府ニ罰金ヲ拂フ其一ナリ契約者ニ損害ノ償金ヲ拂フ其

二ナリ

保證金ハ法律ニ於テハ職務上ヨリ生シタル過失ノ罰金ノ爲ニ主トシテ備フルモノトスト雖モ實際ニ於テ平常人民ニ拂フヘキ損害ノ償ヲ罰金ヲ拂フ前ニ拂ハシムルトス
政府ノ金庫ニ預リタル保證金ノ一部分或ハ全部ノ拂出ヲ爲シタルキハ直チニ其長官ヨリ其「ノテール」居住ノ地ノ「コミセール」テ「ク」ウ「ル」ヌ「マン」ニ其旨ヲ通知ス然ルキハ「コミセール」デ「グ」ウ「ル」ヌ「マン」ハ法ニ從ヒ相當ノ手續ヲ爲スナリ

第三十四條 保證金ノ高ハ「ノテール」住所ノ土地ト其管轄地内ノ事務ノ多少トニ因リ政府ニ於テ之ヲ定ム此保證金ヲ出スト又ハ政府ヨリ其利子ヲ拂フヲ及ヒ之レヲ返還スルヲハ一般保證金ノ法ニ循フ保證金ノ表ヲ見ル

保證金ノ高ハ其「ノテール」職務ヲ行ヒ始ムル前ニ確定ノ之ヲ納メシムヘシトス

「ノテール」ニ命セラレタル後其地ノ人口増殖シタリト雖モ之カ爲メ保證金ノ増額ヲ出サシムヘカラス
新ニ命セラレタル「ノテール」ハ舊「ノテール」ノ保證金

ヲ其儘据ヘ置ニシテ讓リ受クヘカラス假令舊「ノテール」ヨリ直チニ其引繼「ノテール」ニ其保證金ヲ讓渡ス「ノテール」モ必ス通常ノ法式ヲ盡サ「ルヘカラス又「ノテール」若シ同管内ニ役局ヲ移ストモ以前ノ地ノ保證金ト同一ノ金額ヲ以テ兼用スルヲ得ス必ス改テ保證金ヲ納ムヘシ故ニ成規ノ如ク一應本人ニ返附スヘキナリ

保證金ノ高ハ屢改正アリ就中共和政第十三年風月二日ノ法ニ於テハ巴里府ノ保證金ハ従前ニ倍加シ其他ノ地方ノ保證金ハ従前ノ三分ノ一ヲ増加セリ

其後ノ改正ニヨツテ現今行ハル、者ハ左ノ如シ

第三等ノテールノ保證金ハ千八百フランクヨリ

五千二百フランクマテ

第二等ノテールノ保證金ハ三千フランクヨリ一

萬二千フランクマテ

第一等ノテールノ保證金ハ四千フランクヨリ二

萬五千フランクマテ

巴里府ノテールノ保證金ハ五萬フランクトス

第二章 ノテールトナルニ必要ナル條件及ヒノ

テールニ命セラル、方法

第三十五條 「ノテール」ノ職務ヲ行フニハ左ノ條件ヲ
備フヘシ

第一 「シトワイヤン」ノ權ヲ享有セル事

第二 徴兵ノ規則ニ從フタル事

第三 滿二十五歳以上タル事

第四 次ノ條中ニ定ムル時間其業ノ見習ヲ爲シ

タル事

佛蘭西ノ「シトワイヤン」タルト「シトワイヤン」タルノ
身分ヲ得ルヲ及ヒ「シトワイヤン」タル身分ヲ保有ス
ルノ要件ハ共和政第八年ノ憲法ニ依テ定メラレ尙

ホ現今ニ於テモ行ハル、所ノモノナリ
 凡ソ「ノテール」ノ職務タルヤ君主ノ權ヲ受クル者ナ
 レハ該職ハ公權ヲ有シタル者ニシテ公ケノ便益ニ管
 與スルモノナルニ付兵役等ノ義務ヲ免カレタル者
 ニ非レハ補任スヘカラサルヤ明カナリ故ニ往時ハ
 各「コンミン」ニ公權簿ヲ備ヘ置キ「シトワイヤン」タル
 者ニハ公權ヲ有スルノ手券ヲ渡セシカ實際上此法
 甚タ行ハレ難キニ因テ手券ヲ廢シテ「ブルグメトール」
 ヨリ證書ヲ渡ス「ニ定メ以テ」ノテール「トナラント」
 欲スル者ヲ「ニ愈佛蘭西」シトワイヤン「ニ相違ナキ旨

ヲ證セリ然レモ場合ニヨリテハ亦孰レノ「シトワイ
 ヤン」ナルヤヲ證スルノ證書ヲ要スル「ナルヘシ例
 ヘハ願ヒ人外國人ノ子ニシテ其父ノ原籍詳カナラ
 サル「キ」ノ如キ是ナリ
 「ノテール」タラント欲スル者ハ唯公權ヲ有スル旨ヲ
 辨解スルノミニテハ未ダ足レリトスヘカラス必ラ
 ス民權ノ全部ヲ有セサルヘカラス又行權ノ禁ヲ受
 ケタル者或ハ輔佐人アル者或ハ權利ノ一部分ヲ剝
 奪サレタル者ハ「ノテール」タルヲ得サルナリ
 公權及ヒ民權ヲ享有セルノ證ハ印稅紙ニ記シ假令

本人佗ノ地ニ居住スルト雖モ必ス本籍ノ「ブルグメ
 ー」トル「ヨリ」之ヲ渡スヘシトス其佗願ヒ人ヨリ己レ
 ノ篤實品行ノ證書ヲ出ス「ア」リ此證書ハ假令本籍
 ノ地ト居住ノ地ト異ナルト雖モ居住ノ地ノ「ブルグ
 メー」トル「ヨリ」渡スヘシトス
 兵役免除ノ證書ヲ要スルハ三十年未滿ノ候補者ニ
 限ルヘシ己ニ三十年以上ノ者ハ此證ヲ出スニ及ハ
 ス
 滿二十五年ハ「トリビ」チ「ール」プレ「ミエ」ル「ア」ンス「タ」ン
 ス「ノ」裁判官タルヲ得ルノ年齢ニシテ「ノ」テ「ール」トナ

ルモ必ス滿二十五年タルヲ要ス故ニ二十五年日ノ
 年ニ至ルト雖モ未タ「ノ」テ「ール」タルヲ得ス是レ政府
 ニ於テハ決シテ年齢ニ付特許ヲ爲サ「ル」所以ナリ「
 候補者年齢ヲ證スルニハ「ブルグメー」トル「ヨリ」渡シタ
 ル出産ノ證書ノ抜抄ニ「トリビ」チ「ール」ド「プレ」ミエ「ル」
 「ア」ンス「タ」ンス「ノ」長ノ檢印ヲ受ケタルモノヲ出サ「
 ル」ヘカラス若シ出産ノ證書存在セサルキハ七人ノ
 證人ノ陳述ニヨツテ「ジュウ」ジ「ド」ペ「ー」ノ作り渡シタ
 ル某ハ某地ノ某人ナルヲ證スル證書ヲ以テ證スル
 ノ法ナリシモ今日ニ至テハ此法ヲ用井ル「ア」ナク此

場合ニハ候補者ハ民法第八十四條ニ從ヒ裁判ヲ請
 ヒ以テ出產證書ヲ更ニ作ラサルベカラス
 候補者ハ出產證書ニ記シアル姓ノ外ハ稱スルコトヲ
 得ス但シ其證書ニ姓名ニ改正ヲ證シアル場合ハ此
 例ニアラス候補者嫡出ノ子ナルキハ父ノ姓ヲ肩ス
 ルハ論ヲ俟タスト雖モ私生ノ子ナルニ於テハ父母
 ノ婚姻ニヨリ嫡出ノ子トナリタルカ若クハ父ヨリ
 我子ナリト認メタル證書ニ依テ證述スルニ非レハ
 父ノ姓ヲ肩スルヲ得ス若シ母親ノミニテ認メラレ
 タル者ナルキハ其姓ヲ肩スヲ得ルノミ

筆生ハ必ス候補者タラストモ可ナリ平日ノテール
 ノ役局ニテ唯局務ニ服スルヲ以テ足レリトス
 候補者タル筆生ハ「ノテール」取締局ノ筆生年限簿ニ
 記入セラルヘント雖モ候補者ノ名稱ハ四等以下ノ
 筆生ニハ附スヘカラス
 四等以下ノ筆生ハ取締局ノ許可ヲ得ルニ非レハ簿
 冊ニ記入セラル、ヲ得ス
 筆生ノ等級ヲ定ムルハ之ヲ用井ル所ノ「ノテール」自
 ラ之ヲ定ムルナリ但シ一等筆生ヲ定ムルニハ取締
 局ニ於テ試験ヲ受ケタル後ニ非レハ此稱ヲ與フヘ

カラス

同役場ニハ同等ノ筆生ヲ二人以上置クヲ得ス筆生
ト候補者タル筆生トノ異同ハ必ス給料ヲ受ルト受
サルニ管スルニ非ス孰レモ勤ムル所ハ同一ナリト
雖モ唯候補者タル筆生ハ取締局ノ年限簿ニ記入セ
ラル、ノ違ヒアリ

「ゲレフ、エー」或ハ「ウイシエー」ノ如キ職ヲ行フ候補者
ノ勤メシ筆生年限ハ取締局ノ年限簿ニ就テハ算セ
サルナリ

第三十六條 見習ノ期限ハ之ヲ滿六年トシ其期限内

間斷ナク其業ヲ爲スヘク且ツ其最終ノ二年中少クモ
一年間ハ己レノ現ニ勤メント欲スル級ト同級ノ「テ
ール」ノ役場ニ一等筆生ヲ勤ムルヲ必要トス但シ次ニ
記スル場合ハ此限ニ非ス

本條ハ「ノテール」ノ各等ニ付筆生年限ニ管スル二箇
ノ要件ヲ定ムルナリ即チ(第一ニハ)「ノテール」ノ役局
ニ筆生ヲ勤ムル間斷ナク滿六ケ年タル「(第二ニハ)
第一等筆生タルハ五年目或ハ六年目ニアル「
六年間々斷ナク筆生ヲ勤ムルノ主意タルヤ「ノテ
ール」ノ局務ニ服シテ職務ノ概畧ト其實際ノ事務ヲ習

知スルニアルナリ然レモ若シ候補者病氣或ハ兵事ノ徵集或ハ私用又ハ家親等ノ爲メ已テ得サル事件ニヨリ其年限ヲ中止シタルヲ以テ法ニ於テ年限ノ間斷トスルニ於テハ實ニ立法官ノ本意ニ悖ルナラシ殊ニ情意多端ニシテ方向ヲ換ヘルニモ非ス又公權民權ニ付テノ義務ヲ盡シ能ハサルニモ非サル候補者ヲシテ年限ヲ空シク失セシムルハ亦不條理ト謂フヘキナリ

第三十七條 「ノテール」トナルヲ欲スル者若シ其要スル級ヨリ上等ノ級ニ居ル「ノテール」ノ役場ニ三年間筆

生ヲ勤メ四年目ニ至リ其要スル級ヨリ上等ノ級又ハ同等ノ級ニ居ル「ノテール」ノ役場ニ一年間一等筆生ヲ勤メタルキハ其見習ノ年限四年ヲ以テ足レリトス

此條ハ二等或ハ三等「ノテール」ノ職ヲ勤メント欲スル候補者ニ就テ定ムルモノナリ

第三十八條 一年前ヨリ既ニ「ノテール」トナリ其職務ヲ行フ者ノ已レノ級ヨリ上等ノ級ノ役場ニ移ラント欲スルニハ總テ見習ヲ爲スニ及ハス

一年前トハ命セラレシ日ヨリ算スルニ非ス即チ裁判所ニ於テ誓ヲ爲シタル日ヨリ數フルナリ

此條ニ於テハ「ノテール」己レノ級ヨリ一等ヲ昇ル場
 合ニ付テノミ定ムルト雖モ三等ノ「ノテール」モ亦一
 等ノ「ノテール」トナルヲ得ヘシ然レモ此場合ニ於
 テハ三等ノ「ノテール」ノ職務ヲ既ニ二年間勤メシ者ナ
 ルヲ要ス但シ「ノテール」トナル前ニ一等ノ「ノテール」ノ
 役局ニテ一等筆生ヲ勤メシ者ナルキハ此限ニ非ル
 ナリ

第三十九條 「ノテール」トナルヲ欲スル者若シ二年間
 民事裁判所「アロンドンデイスマソ」ノ裁判所又ハ「トリビュナ
 ルドブレミエルアンスタンス」トモ云フ
 ニ於テ「アウターカー」或ハ「アウターウエ」ヲ勤メタルキハ四

年間一級又ハ二級ノ「ノテール」ノ役場ニ筆生ヲ勤メ其
 最終ノ二年中少ナクモ一年間己レノ要スル級ト同級
 ノ「ノテール」ノ役場ニ一等筆生ヲ勤メタルキハ其級ニ
 等シキ「ノテール」トナルヲ得ベシ

候補者少ナクモ二年間「アウターカー」或ハ「アウターウエ」
 タリシ者ニ付特別ニ筆生年限ヲ四年トスルハ其職
 ナ行ヒ己ニ多少ノ事件ニ管涉シ能ク習熟スル所ア
 レハナリ

「アウターカー」或ハ「アウターウエ」ノ職ハ少クトモ二年ト
 シ「アウターカー」ニ付テハ裁判所ノ名簿ニ記入サレタ

ル日ヨリ之ヲ起算シ「アウーウエー」ニ付テハ裁判所ニ於テ誓ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算スルナリ
 民事裁判所ト記スルト雖モ此意頗ル廣ク「トリビユナールダツペール」及ヒ「クールドカッサンヨン」我大審院ニ付テモ亦謂フナリ

第四十條 又「ノテール」トナルヲ欲スル者己レノ勤メシ役場ノ級ヨリ上等ノ級ヲ要スルキハ前ノ數條ニ定メタル見習期限ノ時間ノ三分一ヲ別ニ増ス可シ

第四十一條 第三級ノ「ノテール」トナルニハ三年間第一級或ハ第二級ノ「ノテール」ノ役場ニ勤メシヲ以テ足

レリトシ又ハ「トリビユナールダツペール」若クハ「トリビユナールドプレミエルアンスダンス」ニ於テ二年間「アウーカール」或ハ「アウーウエー」ヲ勤メ更ニ一年間「ノテール」ノ役場ニ勤メシヲ以テ足レリトス

此條ハ三等ノ「ノテール」トナルヲ容易ナラシムル爲メノ定規ナリ

第一 第三十六條ニ定メタル筆生年限ノ半減トス

第二 第一等筆生ノ稱ヲ以テ第一等或ハ二等ノ「ノテール」ノ役場ニテ勤メシヲ要セス

第三 第三十九條ニ掲クル「アウターカー」或ハ「アウ

ーウエー」ノ職ヲ勤メシ時間ヲ以テ一等或ハ二等

「ノテール」ノ役場ニ於テ勤メシ筆生年限ト一般

ニ看倣ス

第四十二條 行政ノ職務及ヒ司法ノ職務ヲ行ヒシ者

ノ爲メニハ政府ニ於テ見習ノ時間ヲ要スルニ及ハサル旨ヲ許スコトアリ

候補者「トリビュナールドプレミエールアンスダンス」

ノ「コミセールデグーウエルヌマン」或ハ裁判官或ハ登

記税役所ノ官吏等ノ職務ヲ勤メシ者ニシテ「ノテール

タル」ニ必要ナル識力アル者ニ限り筆生年限ノ特

許ヲ受クルコトヲ得又「トリビュナールドペー」ノ「ゲレフイ

エー」モ此特許ヲ得タリト雖モ必ス學力ト以前從事

セシ專柄「ノテール」ノ職務ヲ行フニ堪フベキコトヲ證

述セサルベカラス

第四十三條 「ノテール」トナルヲ欲スル者ハ己レノ職

務ヲ行フベキ地ノ管轄内ニ在ル取締局ニ至リ品行及

ヒ任ニ堪フルノ保證狀ヲ求ムベシ

此保證狀ハ取締局ニ於テ其協議セシ始末書ヲ「トリビュ

ナールドプレミエールアンスダンス」ノ「コミセールデグ

「ウエルヌマン」ニ送達セシ上ニ非サレハ之ヲ渡スヘカ
ラス

此條ニ於テハ候補者ノ筆生年限ノ如何ヲ問ハス總
テ其品行及ヒ任ニ堪フヘキノ證書ヲ取締局ニ求メ
シムルトス本條ニハ證書ナル語ヲ用井ルト雖モ
實際ニ於テハ取締局ヨリ直チニ其議案ノ寫ヲ「コミ
セールデグーウエルヌマン」ニ送附スルノミ若シ「コミ
セールデグーウエルヌマン」取締局ノ見込ニ不同意ナ
ルモハ己レノ所見ヲ添ヘ返スヘシ然ルモハ該局ニ
於テ更ニ會議ヲ爲ス如何トナレハ立法官ハ候補者

ノ從來ノ所業ヲ監視スルノ件ニ付「コミセールデグ
ーウエルヌマン」ヲシテ取締局ニ參助セシムルノ主意
ナレハナリ然レモ取締局ニ於テハ再議ノ上最前ノ
見込ヲ改更スルト改更セサルトハ自由ナリトス
第四十四條 取締局ニ於テ保證狀ヲ渡スヲ許サ、ル
トキハ一通ノ見込書ヲ作り其中ニ之レヲ許サ、ル原
由ヲ記シ以テ「トリビュナールドプレミエルアンスタン
ス」ノ「コミセールデグーウエルヌマン」ニ送リ「コミセール
デグーウエルヌマン」ハ己レノ見込ヲ添ヘテ之ヲ「ガラ
ンジュウシ」司法ニ呈ス

取締局ハ願書ニ付評議ヲ爲シテ以テ見込ヲ定ムル者ナルカ故ニ評議ヲ爲スヲ拒ムヲ得ス其評議ヲ爲シテ見込ヲ定ムルハ自由ナリトス因テ保證書ヲ渡シ或ハ之ヲ渡スヲ拒ムヲ得ヘシ

此條ニ定ムル所ハ評議ヲ爲スヲ拒ムニ非ス熟議ノ上證書ヲ渡スヲ拒ムノ場合ナリ

品行ヲ證スルト職務堪任ノ資力ヲ證スルト同一ノ證書ニシテ渡スヲアルモ此二ツノ者ヲ混視スヘカラス故ニ取締局ニ於テハ此二件ノ内一ハ拒ミ一ハ許スヲアリ

品行ノ證書ヲ渡スヲ拒ムノ理由ハ概シテ其候補者ノ私ノ行狀ニアリ候補者ノ嘗テ爲セシ政治ニ管スルノ議論若クハ従前勤メタル職業ヲ以テ其理由ト爲スヘカラス

又職務耐任ノ資力ノ證書ヲ拒ムノ場合ハ本人ノ體格ノ不具或ハ智識ノ欠乏トニヨツテ「ノテール」ノ職務ニ任ヘ難キ者ト見込ムキニ在ルナリ

第四十五條 「ノテール」ハ「プレミエルクンシユル」大頭ヨ

リ之ヲ命シ其拜命書中ニハ其ノテールノ住居スヘキ場所ヲ定ム

第四十六條 「ノテール」ノ拜命書ハ其寫ヲ拜命者ノ住居スヘキ土地管轄ノトリビュナールドプレミエルアンスタンスニ送達ス

裁判所ニ拜命書ヲ送ルハ新任ノテールノ誓ヲ爲シテ役局ヲ開設スル等總テ該裁判所ノ指揮ニ從ヘハナリ

第四十七條 「ノテール」ハ其拜命ノ日ヨリ二ヶ月内ニ拜命狀ヲ渡シタル裁判所ノ訟庭ニ至リ總テ公ノ官吏ノ爲スヘキ誓詞ニ齊シク正實ニ其職務ヲ行フヘキ誓詞ヲ爲スヘシ若シ之ヲ爲サ、ルキハ拜命ノ効ナシト

ス

拜命者ハ拜命狀ノ正本ト保證金ヲ納メタル受取書トヲ携ヘ行クニ非サレハ右ノ誓詞ヲ爲スヲ許サス

裁判所ニ於テハ其誓詞ヲ爲シタル始末書ヲ記シ拜命者ハ其始末書ヲ携ヘ己レノ住居セント欲スルノ地ノ「ミニシパリテ」「邑」ノ書記局及ヒ己レノ職務ヲ行フ土地管轄ノ諸裁判所ノ書記局ニ至リ之ヲ登記セシムヘシ

第四十八條 拜命者ハ誓詞ヲ爲シタル日ヨリ始メテ其職務ヲ行フノ權アリ

「ノテール」ノ職務ノ久シク虧欠シ或ハ停止スルハ人民ノ便益ニ管スルカ故ニ此不便ヲ避ケン爲メ法律ニ於テ誓ヲ爲スノ期限ヲ定ム然レモ未ダ誓ヲ爲サレハ一切職務ヲ行フヲ得サルモノトス

第四十九條 「ノテール」ハ其職務ヲ行フ前ニ先ツ其「デパルトマン」内ニ在ル各「トリビュナール」ド「プレミエル」ア「ンスタンス」ノ書記局ニ至リ又其住所ノ「ミニシパリテール」ノ書記局ニ至リ己レノ姓名ノ手署ト畧手署トヲ届ケ置クヘシ

「トリビュナール」ダツペール「管轄」内ニ在ル總テ「トリビュナール」ド「プレミエル」ア「ンスタンス」ノ書記局ニ同上ノ届ケヲ爲スヘシ

此條ハ第二十八條ノ定規ヨリ生スル者ナリ管轄外或ハ「デパルトマン」外ニ用ヰル證書ハ必ス手署ノ驗眞ヲ爲サレハカラス故ニ「ノテール」ハ第二十八條ノ定メニ從ヒ其手署及ヒ畧手署ヲ其「デパルトマン」或ハ「トリビュナール」ダツペール「管轄」ノ諸裁判所ニ納メ置クヘキナリ因テ「ノテール」タル者平日作ル所ノ諸證書ニハ豫テ諸裁判所ニ納メタル手署ト同體ニ手署ヲ爲スヘキ者トス

第三章 取締局ノ事

第五十條 取締局ハ「ノテール」ノ職務取締ノ爲メ之ヲ

設ケ其規則ハ政府ノ布達レイクハルヲ以テ之ヲ定ムヘシ

「ノテール」ハ裁判所附屬吏ト等シク二種ノ罰則ニ從

フヘシトス一ハ拔撰シタル「ノテール」ヲ以テ組成セ

ル取締局ニ於テ行フモノ之ヲ内罰ダイシツプリンアンテヒヌ則トシ一ハ其執

行ヲ「トリビユナール」ドプレミエルアンスタンスニ委

任セラレタルモノ之ヲ外罰ダイシツプリンエキステルヌ則ト云内罰則ハ千八百

四十三年第一月四日「ノテール」ニ管スル法第十四

條又外罰則ハ同法第十五條及ヒ第十六條ニ就テ見

ルヘシ

第五十一條 「ノテール」ノ行ヒシ職務ノ時間及ヒ謝金

ハ「ノテール」ト契約ヲ爲ス者トノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

若シ協議ヲ以テ定メ難キハ取締局ニ申出テ取締局

會議ノ見込書ヲ以テ「トリビユナール」ドプレミエルアンス

タンスニ出シ決ヲ受クヘシ但シ此場合ニ於テハ費用

ヲ出スニ及ハス 民事訴訟ノ費用表ノ
第七十三條見合

「ノテール」ハ證書ノ謝金ヲ求ムル前先ツ囑托人ノ爲

ニ立替タル金額ヲ請求スルノ權ヲ有スヘシ何トナ

レハ立替金ヲ爲スハ「ノテール」ノ義務ニアラサレハ

ナリ又登記税並ニ印紙税ニ付テハ「ノテール」固ヨリ
前金ニテ拂ハシムヘキノ理ナリト雖モ慣習ニテ實
際上多クハ自ラ立替ヲ爲スヲ常トス
「ノテール」囑托人ノ爲ニ立替金ヲ爲ス件々ハ左ノ如
シ

印紙税、證書登記税、手署ノ認印ヲ請フニ付テノ費
用、書入質登記ノ費用、尋常ノ廣告及ヒ裁判所新聞
ニ記入ノ廣告費、證書類ヲ裁判所ノ書記局或ハ「ノ
テール」又ハ「アウーウエ」取締局ニ納メ或ハ預クル
ノ費用、書類届達又ハ往復ノ費用等ナリ

右ノ立替金ハ簡畧ナル仕譯書ニヨツテ辨償ヲ求ム
ヘシ

第七年「フリメール」月二十二日ノ法ニ依レハ「ノテ
ール」ハ「シユウジトペ」ヨリ渡シタル言渡書ヲ以テ印
紙税並ニ登記税ノ立替金償却ヲ執行スルヲ得ヘ
シトス

訴訟法第八百五十一條ニ依レハ「ノテール」ハ證書ノ
諸入用ノ拂ヲ得サル間ハ其寫ヲ渡スヲ拒ムヲ得
ヘシトス故ニ寫ヲ渡シタルキハ法律ニ於テハ證書
ニ付テノ費用ハ一切拂ヒ濟ミタル者ト推定スルナ

リ
 證書ノ謝金ハ「ノテール」其職務ヲ行ヒシ勞ニ酬フル
 モノナリ

「ノテール」相互ノ間結社スルヲ禁シ就中利益ヲ共通
 スル爲メ「ノテール」ニ非ル他職ノ者ト結社スルヲ禁
 スルナリ

「ノテール」二人ニテ證書ヲ作りタルハ其謝金ヲ折
 半シ一人ニテ作りシハ謝金ヨリ過分ニ受ルヲ得
 ス然レモ當日ノ入用及ヒ路費ハ別段ニ受クルヲ得
 得ヘシ

謝金ハ作り終リシ證書ニ付テノミ之ヲ受クルニ非
 ス證書トナラストモ草案ノ儘ニナリシモノニ付テ
 モ謝金ヲ受クヘシ又「ノテール」ノ過失ヨリ生シタル
 ニ非レハ完備セサル證書囑托人ノ錯誤ニ因テト雖
 モ謝金ヲ受クルヲ得ヘシ

又囑托人舊證書ノ見出ヲ求ムルハ確然日附ヲ指シ
 來ラスシテ久シク之カ爲メ搜索ノ時間ヲ費シタル
 ハ謝金ヲ受クヘシト雖モ正本ノ預リ賃ハ決シテ
 受クヘカラサル者トス又證書ヲ見出帳ニ記入スル
 一或ハ副本寫、畧式證書ノ捺印ニ付謝金ヲ受クヘカ

ラス又公私ヲ間ハス金錢ヲ預ルヲニ付テモ亦同シ
又證書ヲ作ルニ付人民ノ相談ヲ受ルノ謝金モ亦取
ルヘカラス但シ職務外ノヲニ付相談ヲ受ケ時間ヲ
費スルハ謝金ヲ受クヘシ

通常ノ謝金ノ外職務外ノ事件ヲ囑托サレシキノ酬
勞トシテ謝金ヲ受ルヲ得ヘシ例ヘハ書入質登記
或ハ其書替或ハ其塗抹等ノ如キ往々囑托人ヨリ依
賴ヲ受ケ名代人トナル場合ナリ

職務上ニ於テ受クヘキ謝金ヲ二種ニ分ツ一ハ民事
費用表ニ掲ケタル謝金ト云ヒ一ハ民事費用表ニ掲

ケサル謝金ト云フ民事費用表ニ掲ケタル謝金ヲ左
ノ如ク區別ス

定謝金

高割謝金

時間ノ謝金

路費

寫ノ税

定謝金

第一 政府或ハ諸官署ヨリ入額ヲ得ル者又ハ賜
金ヲ受クル者ノ生存ノ證書ニ付テハ紙料ノ外

百フランク以下ノ證書ナレハ謝金五十サンナム
 百一フランク以上三百フランクマテハ七十
 五サンナム三百一フランク以上六百フランク
 マテハ一。フランク六百一フランク以上ハ二。フ
 ランクトシ又褒賞及ヒ退隠料等ニ付テノ證書
 ハ六百一フランク以上ハ一。フランクトシ三百
 一。フランクヨリ六百フランクマテハ五十サン
 ナム百一フランクヨリ三百フランクマテハ三十
 五。サンナム五十一。フランクヨリ百フランク
 マテハ二十。五。サンナム五十。フランク以下ハ無

費ニテ作り渡スヘシトス

第二 要償ノ證書ハ巴里府ハ二。フランクノ謝金

トシ其他ノ地ハ一。フランク五十。サンナムノ謝

金トス又義務者ノ姓名住所知レサルキ其探索

ノ始末書ニ付テハ巴里府ハ五。フランクノ謝金

トシ其他ノ地ハ四。フランクトス
以上千八百七
 年ノ費用表第七

五十六
 條見合

第三 裁判所ヨリ命シタル不動産競賣ノ箇條書

ノ寫ニシテ副本ト等シク大書シタル者ハ半枚

ニ付二十五行十二字詰ニシテ一枚ニ付巴里府

ハ二。フランク「トシ其他ノ地ハ一。フランク」五。十。
「サンナム」トス但シ尋常ノ公正ノ副本ニ非ス證
書ヲ以テ副本ノ如ク認タメタルモノナリ此條
ノ寫ハ副本ノ如ク大字ニ
テ書シ執行ノ書式ナシ

高割謝金

不動産ノ競賣ニ付テハ賣上ケ高ニ付左ノ割合ニ
テ謝金ヲ受ルナリ

一萬「フランク」マテハ 百分ノ一

一萬「フランク」ヨリ五萬「フランク」マテハ 二百分ノ一

五萬「フランク」ヨリ十萬「フランク」マテハ 四百分ノ一

賣上高

「十萬」フランク「以上」ハ 八百分ノ一

競賣ニ付書類ヲ作ル一切ノ入費ハ此謝金ノ内ニ
テ辨スヘシトス但前項寫ノ謝金ハ此外トス

時間ノ謝金

此語意ハ一事務ノ時間ヲ云ヒ又其事務ニ付ノテ
「ル」ノ受クヘキ謝金ヲ云フ
前數項ニ記スル所ノ證書ノ外ハ悉ク時間ノ謝金
ヲ受クルトス

一事務ノ時間ヲ三時間トシ一日ニ三事務ノ時間
九時ヨリ多カルヘカラス但シ端時間ニシテ三時
間

間ニ充タサルモ亦一事務ノ時間トシテ之ヲ算ス
 事務ノ時間中ニハ「ノテール」ノ往返ノ時間ハ算入
 スヘカラス但シ路程距遠ナラサルキハ此限ニ非
 ストス

路費

路費ハ「ノテール」證書ヲ作ル時間ノ謝金ノ外ニ受
 クルモノニシテ千八百七年布告ノ費用表第百七
 十條ニ於テ左ノ如ク定ム

「ノテール」若シ其居住ノ地ヨリ路程一「ミリヤメー
 トル」余ノ地ニ往クキハ別ニ旅費並ニ食料トシテ
 其時間ノ謝金ノ五分ノ一ヲ受クヘシ歸程旅費モ
 亦之ニ準ス而シテ一日ノ旅費ハ往復五「ミリヤメ
 ートル」ノ割合ニシテ四事務ノ時間ノ謝金ヲ受ク
 ヘシ

此條ノ意頗ル不明ナリ蓋シ其意タルヤ一「ミリヤ
 メートル」余ノ地ニ往クキ其時間ノ謝金ノ五分ノ
 一トスルハ一日ノ旅費トシテ定メタル四事務ノ
 時間ノ謝金ノ割合ニヨツテ算スヘクシテ其證書
 ヲ作りシ時間ノ謝金ノ割合ニヨツテ算スルニ非
 ルヘシ然レモ一「ミリヤメートル」以上五「ミリヤメ

「ト」以下ノ距離ニ付テ論スルキハ此義解モ亦
 宜ヲ得タル者ト爲スヘカラサルカ如シ如何トナ
 レハ其旅費路程ノ割合ニヨリ減スルヲ以テ三事
 務ノ時間ノ謝金ヨリ少ナケレハナリ故ニ「ノ」テ
 「其」役局ニ在テ職務ヲ行フヨリハ他ニ出行スル
 キハ却テ謝金少ナキノ理ナリ因テ此煩雜ヲ避ケ
 「ン」爲メ旅行ノ時間ト職務ノ時間ト合算シテ其五
 分ノ一ノ謝金ヲ算スル「フ」必要ナルヘシ而シテ旅
 行ハ一時間ニ半「ミ」リヤメートルノ割合ヲ以テ算
 スルヲ得ヘシ

寫ノ税

是レ「ノ」テール「囑」托人ノ求メニ應シ作り渡ス寫ノ
 手數料ナリ副本、抜抄、對校ノ寫ノ謝金モ亦之ニ準
 ス

總テ公正證書ノ寫ハ半枚二十五行十五字詰ニシ
 テ一枚ニ付巴里府、里昂府「ボ」ルドウ「ル」ウアン「ハ」三
 「フ」ランク「ト」リビュナールダツペール所在ノ地ハ二
 「フ」ランク「七」サンナム「ト」リビュナールドプレミエ
 ルアンスダンス所在ノ地ハ二「フ」ランク「其」他ハ一
 「フ」ランク「五」サンナム「ト」ス

一枚未滿ノ文ニ付テハ巴里府ハ初葉マテハ一枚分ノ謝金トシ其以下ハ記載ノ文ノ長短ニ應シ謝金ヲ受ク又千八百三十五年第十月十日ノ達ニ依レハ「アロンデイスマン」ニ於テハ一枚未滿ノ文ハ總テ一枚分ノ謝金ヲ受クヘシトス

民事費用表ニ掲ケサル謝金ハ證書ヲ記スルノ謝金ニシテ別段法ニ於テ定メナキモノナリ

然レハ相對示談ニテ謝金ヲ受クヘキ事件ナリト雖
 凡路費並ニ寫ノ謝金ハ民事費用表ノ定メニ從フヘシトス

慣習上ニ於テ證書ヲ左ノ二類ニ分ツ

第一 高割ノ謝金ヲ受クヘキモノ

第二 定謝金ヲ受クヘキモノ

左ノ證書ハ高割ノ謝金ヲ受クヘキ者

賣買、交換、婚姻ノ契約、贈遺、財産分派、書入質、公債證書讓渡、獸畜ノ貸借、土地ノ貸借、金銀貸借、有資會社、ソシエテールアベツクミーストフオン請取等

左ノ證書ハ定謝金ヲ受クヘキモノ

無資會社、委任狀、其他ノ簡畧ナル證書及ヒ別段定式ナキ契約書

自筆ノ遺言書ノ預リ證書ニ付テハ高割ノ謝金ヲ受
クヘキ者トスルヤ曰ク假令諸裁判所ニ於テハ非ナ
リト裁判スルモ高割ノ謝金ヲ受クルヲ至當ナリト
スヘシ

此件ニ付テハ「ノテール」遺言證書ニ付テ至重ノ責任
ヲ有スルヲ論スル場合ヲ待ツテ解クヘシ

「ノテール」ハ謝金及ヒ立替金ノ拂ヒテ法律或ハ慣習
ニ於テ囑托人ノ内ニ命スル所ノ者ニ對シテ之ヲ求
ムヘシ若シ之ヲ拒ミタルハ「ノテール」ハ假令法律
ニテ拂方ヲ定ムルカ若クハ殊更ニ證書中ニ賣方ニ

テ入費ヲ拂フ等ノ如キ文アルト雖モ總テノ契約者
ニ對シ連帶ノ訴訟ヲ爲スノ權ヲ有スヘシ民法第九十

三條
見合

若シ數人ノ囑托人各關係不同ナルハ其關係ノ部
分ノ割合ニヨツテ謝金並ニ立替金ヲ拂ハシムト雖
モ亦「ノテール」ノ有スル連帶訴訟ノ權ハ變ルヲナシ
連帶ノ義務ハ其證書ヲ作ルハニ立會ヒシ者ニ付テ
ノミ生スルモノトス

契約ニ直接ノ關係ナキ者ハ若シ出席セサルハ連
帶ノ義務ヲ免カルヘシ

遺物相續ノ定算ヲ囑託サレシ「ノテール」ハ其相續人
數人ニ對シ連帶ノ訴訟ヲ爲スノ權アリトス

第五十二條 總テ職務ヲ中止セラレ或ハ其職ヲ免セ
ラン或ハ其職ヲ辭セシ「ノテール」ハ其中止、免職、辭職ノ
言渡ヲ受ケシ日ヨリ其職務ヲ行フヲ禁ス若シ此禁ヲ
犯スキハ償金ト免職又ハ職務中止ノ言渡ヲ受ケタル
一般ノ官吏其職務ヲ行ヒシキ受クヘキ刑ト同一ノ刑
ヲ言渡サルヘシ

職務ヲ中止セラレシ「ノテール」ノ其中止期限ノ未タ終
ラサル前ニ再ヒ其職務ヲ行ヒシ時モ亦同條ノ罰ヲ受

クヘシ

此法ノ第四條第三十三條第六十六條及ヒ千八百三
十年第八月三十一日ノ法ニ於テ定メタル免職及ヒ
自ラ辭シ或ハ説諭ヲ受ケタル辭職及ヒ辭職セシト
看做サル、事ハ刑事上ノ性質ヲ帶ヒルニ非ス全ク
行政上ノモノナリトス

右三箇ノ罷職ノ外辭職ニヨツテ其局ヲ廢サレシマ
、引繼「ノテール」ヲ置カレサル「ノテール」此場合ニ於テ
ハ辭職ノ聞届書又ハ辭職セシモノト看做スノ言渡
書ニ其局ノ廢止セラレタル旨ヲ附記スルナリ

停職ニ處セラレシノテールハ其職務ニ關スルノ事件ハ一切取扱フヲ得ス又總會議或ハ取締局ノ議員ナルキハ其會議ニ出席スルヲ得ス

又刑法第百九十七條ニ依テ六ヶ月ヨリ少カラス二年ヨリ多カラサル禁錮ニ處シ且百フランクヨリ五百フランクマテノ罰金ヲ科シ而シテ五年ヨリ少カラス十年ヨリ多カラサル時間公ケノ職務ヲ勤ムルヲ禁ス但シ罰ノ言渡ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ算スルナリ

第五十三條 「ノテール」ノ職務ヲ中止シ又ハ其職ヲ免

シ及ヒ罰金償金ノ言渡ハ關係者ノ訴ヘ或ハ「コミセールデグーヴェルヌマン」ノ求メニ因リ「ノテール」住居ノ「トリビュナールドプレミエルアンスタンス」ニ於テ之ヲ爲スヘシ

右等ノ言渡ニ付キ「ノテール」ノ控訴ヲ許スト雖モ罰金及ヒ償金ノ言渡ヲ除クノ外ハ假リニ之ヲ執行スヘキモノトス

第五十條ノ說解ニ述ヘタル内罰則及ヒ外罰則ノ二種ノ内此條ハ則チ外罰則ニ付テ定ムルモノナリ
毎「アロन्दイスマン」ノ「ノテール」ノ罰則ハ各其民事裁

判所ニ依テ執行セラル然レハ「ノテール」取締局モ亦
 裁判所ニ依テ執行セラルヘキ者ナルヤ曰ク否ラス
 固ヨリ此條ニ定メタル罰則ヲ以テ「ペルソンヌモラ
 ル」ニハ適用スヘキニ非ス殊ニ取締局ニ對シテ免職
 或ハ停職ノ言渡ヲ爲シ得ヘカラサル「ナル」ハ敢テ
 疑ハサル所ナリ

又孰レノ法律ニ於テモ裁判所ニ於テ戒諭譴責等ノ
 罰ヲ取締局ニ對シ爲スノ定規ハ嘗テアラサルナリ「
 」ノテール」ハ其拜命前ノ所行ニ付テハ其取締ノ罰則
 ニヨツテ訴ヲ受クル「アララスト雖」例ヘハ己レノ

讓リ受ケシ役株ノ價額ヲ秘スル等ノ如キ其拜命ニ
 管シタル所行ニ付テハ訴ヲ受クル「アル」ヘシ
 裁判所ヨリ言渡ヲ爲ス免職停職及ヒ罰金ノ三ツノ
 内罰金ハ唯民事上ノ償ナルノミト論スル「ノテ
 ル」往々アリト雖「我輩」ハ之ヲ以テ眞ノ取締上ノ罰
 ト看倣シ損害ノ償ニ至テハ全ク民事ノ償ト看倣ス
 ナリ

外罰則ニ付テノ裁判所ノ權限ハ必ス其管轄内「ノ
 テール」ニ及ス例ヘ「ノテール」ノ違犯セシ地ハ孰レノ
 地ナリト雖「必ス」居住ノ「アロンドン」ノ裁判所

ニ送附スヘシトス故ニ「ノテール」ハ別事ニ付テ訴ヘ
 ラレタル他ノ「アロソデスマン」ノ裁判所「トリビユナ
 ルダツペール」重罪裁判所及ヒ輕罪裁判所ニ於テ免
 職停職ヲ附加ノ刑トシテ言渡サル、ヲ得ス
 犯罪ノ事件ト雖モ契約者ハ直チニ「ノテール」ニ呼出
 狀ヲ送達スルヲ得ヘシ然レモ此場合ニ於テハ契約
 者ハ唯民事上ニ付テノミ請求スルヲ得其罰ヲ擬
 スルノ件ニ付テハ「コミセールデグーヴェルヌマン」原
 告人トナリテ之ヲ訴フルナリ但シ「コミセールデグ
 ーヴェルヌマン」主トシテ訴ヲ爲スハ全ク其違犯ノ公

安ニ管スル場合ニ限ルナリ即チ免職停職及ヒ取締
 上ノ罰則中ノ罰金ニ當ル違犯ノキナリ
 若シ登記税又ハ印税ニ管スルキノ罰金ニ付テハ禁
 錮ノ方法ニヨツテ之ヲ拂ハシムルトス
 控訴ハ其管轄ノ「トリビユナールダツペール」ノ民事局
 ニ爲ス
 取締上ノ詞訟ニ關係アル者ハ皆控訴スルノ權ヲ有
 ス而シテ「コミセールデグーヴェルヌマン」被告タル「ノ
 テール」及ヒ民事ノ原告人モ亦此權ヲ有スルナリ
 控訴ノ期限及ヒ其他ノ手續ハ尋常控訴ト同一ナリ

此條ノ定規ニヨツテ免職ヲ言渡シタルキハ直チニ名代ノ「ノテール」ヲ置カル、モノト誤認スヘカラス若シ眞ニ名代人ヲ置クニ於テハ確定ノ執行ト爲レモ唯其執務ヲ止ムルノミニシテ當分ノ停職ト同一ノ形狀ヲ爲スナリ。

控訴セシキハ罰金及ヒ償金其他入費辨償ノ言渡ハ其執行ヲ中止スルナリ

第四章

證書ノ正本ヲ保存スル事之ヲ他人ニ引

渡ス事及ヒ其正本ノ表ヲ作ル事舊ノテ

ールノ相續人ニ謝金ノ割合ヲ贈ル事

第五十四條 免職辭職或ハ役場ヲ廢セラレシ「ノテール」ノ所持スル證書ノ正本及ヒ見出帳ハ本人或ハ其相

續人之ヲ同「コンミン」ニ住居スル「ノテール」ニ渡スヲ得

ヘシ但シ同「コンミン」中ニ別ニ「ノテール」ナキキハ之ヲ

同「カントトン」内ノ「ノテール」ニ渡スヲ得ヘシ

「ノテール」ハ正本ノ所有者ニアラス正本ハ囑托人ノ

所有物ナリ「ノテール」ハ唯之ヲ預リテ所持スルノミ

之ヲ所持スルヲ以テ法ニ於テ正本ノ寫ヲ作り渡シ

テ謝金ヲ受ケシム是レ正本ニ付一種ノ入額所得ノ

權ヲ與ウルナリ此意タルヤ元來一ハ正本ノ引渡ニ

付公益上其保存ノ慥カニシテ且其見出ノ使用ナラ
 シトテ欲シ一ハ正本ノ寫ノ代料トシテ若干ノ酬金
 ナ受タル「ノテール」ノ裨益ト保存ノ効相並行セン
 ヲ要スルナリ右ノ主意ナルヲ以テ引渡ヲ爲スノ約
 定ヲ爲シ且「コミセール」「デグーヴェルヌマン」ノ監督ヲ
 受ケ正本ノ眞預リ人ヲ指定スルノ權ヲ本人或ハ其
 相續人ニ與ヘタルナリ
 見出帳ハ其正本ト共ニ備ヘ置クヘキモノトス否ヲ
 サルキハ其見出ヲ爲スノ方法ナカルヘシ
 免職ノ「ノテール」ハ其正本ヲ他ノ「ノテール」ニ讓渡ス

「ノテール」及ヒ「ラルヂヤンチエール」ノ裁判所ニ於テハ免
 職ノ「ノテール」ハ此權ヲ失フタル者ナリト裁判セリ
 然ルニ里昂ノ裁判所及ヒ「トリビュナール」「ダツペール」
 ニ於テハ此審判ノ趣旨ヲ駁撃シ此權ヲ有スル者ト
 裁決セリ殊ニ千八百十六年第四月二十八日ノ法律
 ニ於テ引繼人ヲ指定スル權ハ失フト雖モ正本讓渡
 ナ爲スノ權ハ依然トシテ存スルモノト定メタリ
 凡ソ「ノテール」ハ己レノ引繼人ノ職務ヲ始メタル後
 ニ非レハ其預リシ所ノ正本ヲ手放スヘカラサルモ

ノトス然レモ亦此規則ニ付數箇ノ格別ノ場合アリ

第一 辭職ノ如何ヲ問ハス聞届ヲ得タル日ヨリ直チ

ニ執務ヲ止メサルヘカラサルカ故ニ其時ヨリ

引繼ノテールノ役局ヲ開設スルヲ待タスシテ

其所持スル所ノ正本ヲ他ノテールニ引渡ス

ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラス

第二 右辭職ノ聞届ヲ得テヨリ直チニ引渡ヲ爲

サ、ル日ハ第六十一條ニ從ヒ假預ケノ手續ヲ

爲サ、ルヘカラス

第三 第三十一條第四條ノ誤及ヒ第三十三條ノ

場合ノ辭職シタル者ト看做スルモ前段ノ辭職

ノ場合ト等シク其ノテールハ引繼人ノ執務ヲ

始ムルヲ待タス其正本ヲ他ノテールニ引渡

スヘシトス若シ之ヲ渡スノ手續ヲ爲サ、ル日

ハ第六十一條ニ從ヒ正本ヲ封印シテ假預ケテ

爲スナリ併シ此手續ハ就中免職ノ場合ニ於テ

行フモノトス

第四 凡ソ免職ノテールハ已ニ其正本ヲ保存

スルヲ得サルモノトス何トナレハ此場合ニ於

テ正本ヲ預リ保ツハ己ニ行フヲ得サル職務ノ一部分ナレハナリ故ニ免職ノ言渡ノ愈確定セシ時ヨリ直チニ正本ヲ引渡ストトス

第五 免職ノ言渡確定ニ至ル迄上告コ付テ假職執行中ヲ云フ

務中止ノ形狀トナスヲアリ此場合ニ於テハ該

「ノテール」ハ其言渡ノ送達ヲ得タルヨリ直チニ

其正本ヲ假リニ手放スヘキナリ然ルキハ裁判

所ノ長官他「ノテール」ニ命シテ其正本ヲ預カ

ラシム

尋常ノ停職ノ場合ニ於テハ其「ノテール」ハ正本ヲ他

人ニ引渡スヲナシ但シ停職ノ期限内ニ寫等ヲ作り渡スヲ要スルニ付裁判所ヨリ他「ノテール」ニ預ケシムルキハ此限ニ非ルナリ若シ説諭ヲ受ケタル辭職ニ依テ廢局ニ臻ルキハ其令ノ出ルヲ待タスシテ前段ニ述フル如ク其正本ヲ引渡スヘシトス若シ自ラ爲シタル辭職ニ付テハ廢局ノ令ノ通知ヲ得タル後ニ非レハ正本ノ引渡ヲ爲スニ及ハス死去ニヨツテ廢局トナリタルキハ其「ノテール」ノ相續人ハ直チニ他「ノテール」ト正本引渡ニ付テノ約定ヲ爲シタル後確定ノ引渡ヲ爲スヘシ

正本ハ第五十九條ノ定規ニ從ヒ若干ノ謝金ヲ示談
 約定シ引渡ヲ爲スヘシ但シ本人職務ヲ行フヲ止
 メタル後ニ非レハ正本ヲ引渡スヲ得スト雖モ其約
 定ノミハ豫カシメ爲シ置クヲ得ヘキナリ第五十九
條及ヒ其
 見解又「ノテール」ノ相續人ハ正本引渡ノ約定ヲ豫シ
 メ爲シ置クヲ得ルノミナラス其「ノテール」ノ死去ノ
 後直チニ之ヲ引渡シテ以テ假預ケノ手續ニ至ラサ
 ラシムルヲ得ヘシ是正本ノ保存ハ「ノテール」ノ職
 務ノ一部分ニシテ相續人ノ爲スヲ得サル所ナレハ
 ナリ

凡ソ「ノテール」ハ其相續人ヨリ爲シタル正本引渡ハ
 確定ノモノトス
 若シ「ノテール」辭職ノ聞届ヲ得サル前又ハ引繼「ノテ
 ール」未タ誓ヲ爲サル前ニ其職務ヲ罷メ且ツ其居
 住ノ地ヲ去ルニ於テハ正本ノ保存ニ付第六十一條
 ニ從ヒ手續ヲ爲サルヘカラス
 第五十五條 免職辭職ニ因テノ引渡ヲ前條ニ循ヒ爲
 サ「ルキハ引繼」ノテールニ其誓ヲ爲シタル日ヨリ一
 月内ニ引渡ヲ爲スヘシ
 法ニ於テ「ノテール」並ニ相續人ニ許スニ正本ヲ引渡

スヘキ「ノテール」ヲ撰ムノ權ヲ以テシテ成ル可ク之
ヲ急速ニ撰定スルヲ欲スルナリ而シテ公益上正本
ノ所在永ク確定セサルヲナキヲ要シ之カ爲メ一ケ
月ノ期限ヲ與フ故ニ滿期ノ後ハ正本全ク引繼「ノテ
ール」ニ屬スヘシ

右一ケ月ノ期限ハ誓詞ヲ爲シタル日ヨリ算スルニ
非ス其誓ヲ爲シタル旨ヲ「ノテール」或ハ其相續人ニ
通知シタル日ヨリ之ヲ算スヘシ但シ抗拒スヘカラ
サル災害ノ場合ニ於テハ其情實確明セル上ハ裁判
所ニ於テ延期ヲ許スヲ得ヘキナリ

第五十六條 「ノテール」ノ役場ヲ廢シタルニヨツテノ
引渡ハ本人或ハ其相續人役場ヲ廢セラレシ日ヨリ二
月間ニ第五十四條ニ循ヒ全「コンミン」又全「カントン」ノ
「ノテール」ニナスヘシ

第五十七條 「トリビュナル」ドプレミエルアンスタン
ス「所屬」ノ「コミセール」デ「グーヴルヌマン」ハ前數條ニ記
シタル引渡ヲ爲シタルヤ否ヤヲ監督スヘク且ツ「コミ
セール」デ「グーヴルヌマン」ハ其役場ヲ廢セラレシ「ノテ
ール」又ハ其相續人ノ定期内ニ引渡スヘキ「ノテール」ヲ
擇ハサルキハ之ヲ引渡スヘキ「ノテール」ヲ擇ムヘシ

第五十五條及ヒ第五十六條ノ規則ヲ怠リシ「ノテール」又ハ相續人ハ「コミセールデグーヴェルヌマン」ノ其引渡ヲ催促セシ日ヨリ其怠リ一ヶ月毎ニ百フランクノ罰金ヲ言渡サルヘシ

已ニ我輩ノ説明セシ如ク正本ハ役局ニ預リアリテ一己ノ私有物ニアラス故ニ其保存ニ付テハ「コミセールデグーヴェルヌマン」ノ監督ト裁判所ノ職權トニ附托セラル即「コミセールデグーヴェルヌマン」ハ定規ノ嚴正ニ行ハル、ヤヲ監督シ若シ定規ヲ守ラサル「ノテール」アルハ之ニ對シ求刑シ裁判所ハ其事實

ヲ吟味シテ罰スヘキハ罰ノ言渡ヲ爲ス

「ノテール」ノ代理ヲ置クヘキ場合ニ於テ本人或ハ其相續人正本ヲ預カル「ノテール」ヲ指定セサルニ於テハ即チ法律ニ於テ之ヲ指定シ其正本ハ必ス引繼「ノテール」ニ引渡ス「ノテール」ニ引渡スルナリ然ルニ之ニ反シ若シ廢局トナリシハ法ニ於テ「コミセールデグーヴェルヌマン」其職權ヲ以テ之ヲ指定スルニ任ス

此條ニ定ムル正本預リ人ヲ指定スル「ト第六十一條ニ於テ裁判所ノ長官ニ委任シタル指定トヲ混同スヘカラス即チ此條ニハ正本ノ眞預リ人ニ付定メ

第六十一條ニハ假預ケテ爲スコニ付定ムル者ナリ
 「ユミセールデグーウルヌマン」ヨリ預リ人ノ指定ヲ
 爲シタルキハ必ス本人或ハ其相續人ニ其旨ヲ通知
 スヘシ本人或ハ其相續人ハ此通知ヲ得ルマテハ自
 ラ正本ヲ他ノ「ノテール」ニ引渡スノ權ヲ有ス

第五十八條 何レノ場合ニ於テモ新タニ證書ノ正本
 ナ引繼シ「ノテール」ハ其正本ノ目錄二通ヲ作り目錄ノ
 證書ヲ己ニ預リタル「ノテール」ニ記シ其一通ハ取締局ニ送付
 スヘシ

畧記目錄ハ各事務ニ付テノ證書ノ數ヲ記載シタル

簡單ナル始末書ナリ但シ正本ニヨリ別段說解等ヲ
 附シ置クヘキキハ格別ナリトス

目錄ヲ記スルハ甚タ難キ事ニ非ス如何トナレハ孰
 レノ役局ト雖モ見出帳ノ備アラサルハナキヲ以テ
 ナリ

若シ引渡スヘキ總テノ正本數人ノ「ノテール」ノ作り
 シ者ナルキハ各ノ「ノテール」ノ作りシ部ヲ分チ一ト纏
 メニ爲スナリ

目錄ニハ各ノ「ノテール」ノ姓名住所ノ地奉職ノ時間及
 ヒ見出帳ニ記入シアル證書ノ欠數ヲ誌シ又其目錄

ト見出帳トニハ正本ノ現數並ニ欠本ノ數トヲ改メ
記述シ置クヘシ又全時ニ目錄ノ每葉ニハ番號ヲ附
シ署手署ヲ爲シ引繼ノテールニ慥ニ引渡シタル旨
ヲ記シテ以テ引渡ノ相違ナク濟ミタルヲ證スヘキ
ナリ

此目錄ハ通常私ノ證書ニ公正ノ證書ニテ作ルナリ然
レモ公正ノ證書ニテ之ヲ作ルモ亦妨ケナシ

又此目錄ハ引繼ノテール及ヒ舊ノテール或ハ相續
人對席ニテ之ヲ作ルヘシ若シ舊ノテール或ハ相續
人之ニ立會ヲ爲サルキハ正本ノ保存ニ付監督ノ

任アルユミセールデグーウルヌマンノ立會ニテ作
ルヲ以テ新ノテールノ之ヲ預ル者ハ其引繼書類ニ
付責ヲ負フナシ

正本ニ封印ヲ爲シタルキハ畧記目錄ハ「シユウジト
ペー」ノ面前ニ於テ作ルヘシトス是レ唯引繼ノテ
ールノ引繼キシ正本ハ死去セシノテール斯クシテ保
存セシトノヲ證スルノ方法ニ過キサルナリ併シ
「シユウジトペー」ハ唯立會ヲ爲スノミニシテ實際目
録ヲ記スルトニ關涉スルノ任ナキノミナラス正本
現在ノ目錄ニ檢印ヲ爲スノ任モ亦アラサルナリ

引繼ノテール「舊」ノテールヨリ正本及ヒ見出帳ヲ悉皆請取りタルキハ其目錄ノ下端ニ其證ヲ記シ手署スヘシ

目錄ノ寫ヲ取締局ニ納ムルノ定規ハ正本ノ見出ト保存トニ付更ニ一層ノ信據ヲ與ヘンカ爲メナリ千八百四十三年第一月四日ノ法律ニ據レハ目錄ノ寫ヲ取締局ニ納ムルハ廢局ノ場合ニ限ルカ如シト雖モ孰レノ場合ニテモ「テール」欠員セシキハ必ス之ヲ納ムヘントス

右目錄ヲ納メタルキハ取締局ノ書記ヨリ其請取書

ヲ「テール」ニ渡スナリ

第五十九條 舊ノテール或ハ其相續人ト第五十四條

第五十五條第五十六條ニ循ヒ正本ヲ受取ルヘキノテ

ールトハ雙方ノ示談ヲ以テ未タ受取ラサル證書ノ手數料ト寫ノ手數料トノ算計ヲ定ムヘシ

若シ示談ヲ以テ之ヲ定ムル能ハサルキハ雙方ニテ各一員ノ「テール」ヲ撰ミ或ハ裁判所ヨリ全地ニ住居スル「テール」ニ員ヲ撰ミ若シ又全地ニ「テール」ヲ撰ミ之レニ其算計ハ近傍ニ住居スル「テール」ニ員ヲ撰ミ之レニ其算計ヲ爲サシムヘシ

正本ハ商物ニ非ルナリ故ニ舊ノテール「或ハ其相續人ハ之ヲ他ノテール」ニ引渡スニ所有物トシテ讓渡ニ非ス唯之ヲ所持スルニ付享有スヘキ權利ヲ賣渡スナリ即チ此權利ニ二種アリ一ハ已レノ作りシ證書ノ謝金ヲ受クヘキ權利一ハ引渡シタル正本ノ寫ヲ引繼「ノテール」ノ作り渡ス謝金ノ割合ヲ受クヘキ權利ナリ

寫ノ謝金ノ割合ヲ受クヘキ權利ハ正本ノ所持ニ管スル者ナルカ故ニ正本ナクシテハ此權生スルコトナシ又未タ受取ラサル證書ノ謝金ヲ受クルノ權モ亦

全一ナリトス謝金ノ割合ハ雙方示談ニテ算計ヲ定ムヘキカ故ニ舊ノテール「或ハ其相續人ハ正本ヲ引渡スコトヲ拒ミ且受クヘキ謝金ノ割合ヲ定ムルヲ拒ムコトヲ得ス又引繼「ノテール」ハ謝金ノ割合ヲ拂フコトヲ拒ムコトヲ得サルナリ

然レモ慣習上辭職ノテール「ニ限り正本引渡ノ約定ニ於テ謝金ノ割合ヲ受ケルニ付該ノテール」寫ノ執次ヲ爲スコトニ極メタルノ例鮮シトセス併シ裁判上ニ於テハ此方法ヲ不適當ナリトセリ而シテ此條ニ反スルノミナラス直接ノ關係者ノ外他ニ證書ヲ示